

平成21年度

包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件(テーマ)

あらかわ遊園の管理運営について

平成22年3月

荒川区包括外部監査人

包括外部監査の結果報告書

目次

第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 選定理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 外部監査の目標	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人	3
8. 包括外部監査人補助者	3
9. 利害関係	3

第二 監査の結果及び意見

I あらかわ遊園の概要

1. あらかわ遊園の概要	4
2. 入園者等の推移	8
3. のりもの広場の各器具の利用者の推移	10
4. 入園者の状況	12
5. あらかわ遊園における指定管理者の仕組み	16
6. 収支の状況	17

II. 個別の事項

1. 公園施設管理許可書の発行について	20
2. 区が所有する備品の管理状況について	22
3. 小型遊具の現金管理について	32
4. のりもの券の現物管理について	37

5. 入場券券売機内の現金管理について	39
6. 駐車場の売上金管理について	40
7. 指定管理者及び管理運営事業者の選定について	41
8. 指定管理者及び管理運営事業者の評価について	43
9. 指定管理事業費の中の自主事業費について	45
10. 大型遊具の保守・点検の状況について	48
11. 大型遊具のリニューアル計画について	53
12. 売店について	58
13. 遊園の維持費について	60

第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく荒川区との包括外部監査契約による監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「あらかわ遊園の管理運営について」

3. 選定理由

あらかわ遊園は都内唯一の公立の遊園地として、荒川区内外の多くの人々に親しまれており、平成20年度の入園者は427,186人となっている。多くの入園者を迎え、人々の憩いの場として、また、荒川区の貴重な観光資源として大きな役割を果たしている。

しかしながら、収支の状況を見てみると入園料や遊具の利用料など収入については減少の傾向にあり、また、施設や遊具の維持・管理に要する費用も必要となっている。

あらかわ遊園は、平成18年3月まで荒川区が財団法人荒川区地域振興公社に業務を委託する形態で運営されており、平成18年4月からは荒川区が公募によって募った事業者の中から、財団法人荒川区地域振興公社が指定管理者に選定され、また、同時に管理運営事業者としても選定され、あらかわ遊園の管理・運営を行っている。

このように、あらかわ遊園は荒川区の大切な資源である中で、その収支の状況を検討するとともに、指定管理者も含め様々な契約関係を確認することにより、あらかわ遊園の運営に関する合規性・効率性を検証することは有用であると判断しテーマを選定した。

4. 監査の対象期間

平成20年度を監査の対象期間としたが必要に応じて他の事業年度も対象とした。

5. 外部監査の目標

(1) 目標

- ①あらかわ遊園における業務委託の適正性
- ②あらかわ遊園における現金等及び備品の管理の適正性
- ③個別事案の検討

(2) 主な監査手続

下記手続を中心に必要と考えられる手続を実施している。

- ①あらかわ遊園への往査並びに担当者への事情聴取
- ②指定管理者である財団法人荒川区地域振興公社への往査
- ③関係諸資料及び書類の閲覧
- ④サンプル抽出による個別事案の検討

6. 外部監査の実施期間

平成21年7月1日～平成22年3月31日

7. 包括外部監査人

公認会計士 森 賢史

8. 包括外部監査人補助者

公認会計士 4名

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 監査の結果及び意見

I あらかわ遊園の概要

1 あらかわ遊園の概要

あらかわ遊園（条例上「荒川区立荒川遊園」）は、東京都内で唯一の公立遊園地であり、区内外の人々が楽しく利用できる施設を目指し管理・運営が行われている。

このあらかわ遊園は、荒川区が行う区政世論調査においても

①「区民にとって、区内・外に誇れるもの、観光資源と思えるもの」の「第2位」（41.7%）（平成18年調査）

となり、また、

②「荒川区の景観について、好ましいと感じるもの」においても「第2位」（40.9%）（平成20年調査）

となる等、荒川区と荒川区民にとってシンボリックな存在となっている。

また、あらかわ遊園への来園者について見てみると、平成20年11月に来園者を対象に行ったアンケートでは、

① 23区内（52.9%） ② 埼玉県（17.3%）

③ 荒川区内（15.0%） ④ その他（11.5%）

⑤ 都内（23区外）（3.3%）

となっており、荒川区の貴重な観光資源として荒川区外の人々が、荒川区を訪れるきっかけにもなっていることが判る。

（1）構成

あらかわ遊園の総面積は50,857㎡であり、その構成は次の通りである。

1) 「A地区」（有料公園部分）31,482㎡（スーパー堤防7,733㎡含む）
のりもの広場、どうぶつ広場、ちびっこ広場、釣り堀、アリスの広場

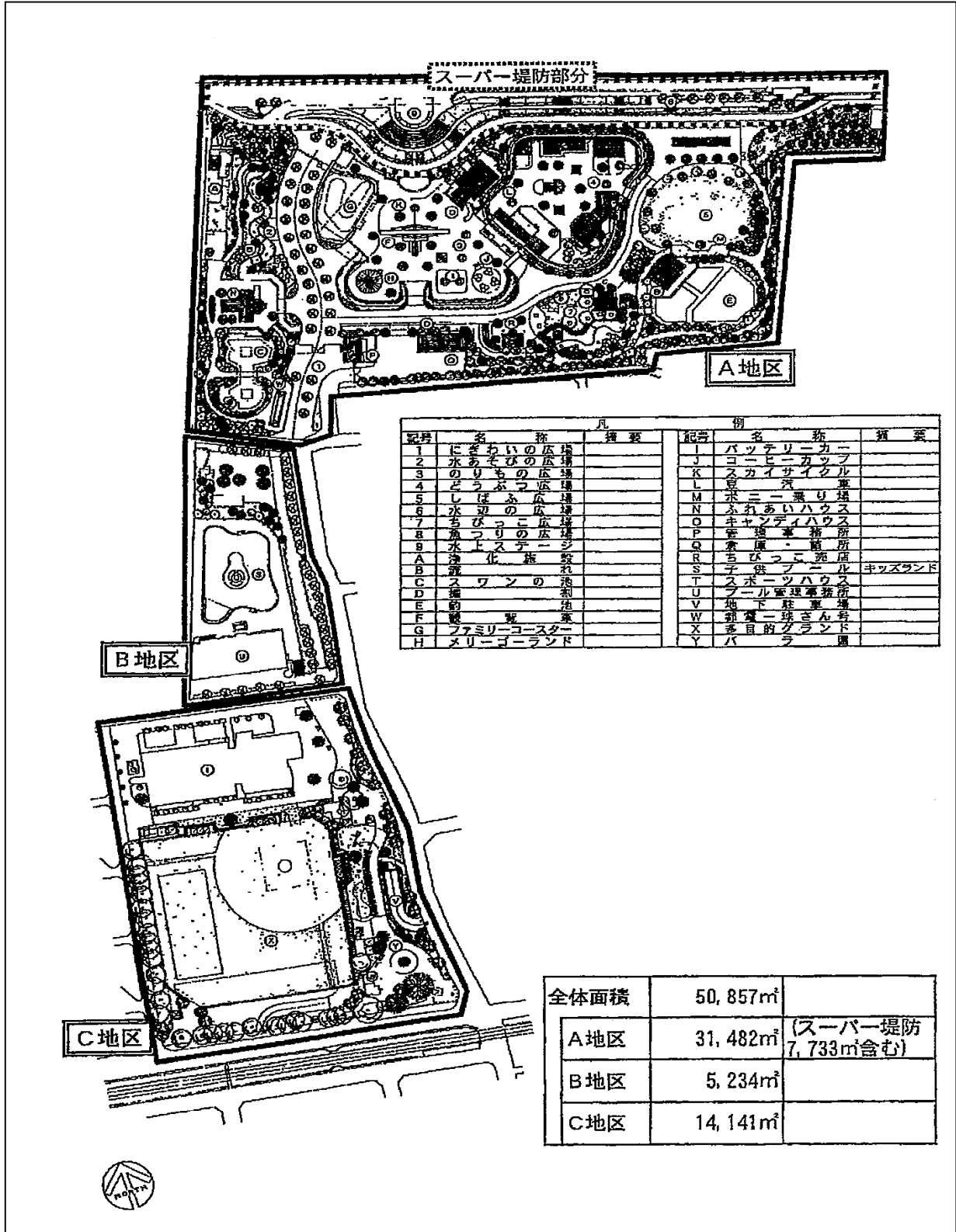
2) 「B地区」 5,234㎡

夏：子供プール

3) 「C地区」 14,141㎡

あらかわ遊園スポーツハウス、運動場、公園、バラ園、地下駐車場

あらかわ遊園 全図



記号	名称	種別	凡	概要	記号	名称	種別	概要
1	にぎわいの広場	広場			I	バッテリーカー	乗物	
2	水のあそびの広場	広場			J	ミニカー	乗物	
3	のりもの広場	広場			K	スライダ	乗物	
4	どろぼう	乗物			L	豆列車	乗物	
5	しほの広場	広場			M	水一葉	乗物	
6	水辺の広場	広場			N	ふれあいハウス	乗物	
7	ちびっこの広場	広場			O	キッズハウス	乗物	
8	水つり	乗物			P	キャビン	乗物	
9	水滑り	乗物			Q	キャビン	乗物	
A	スリム	乗物			R	キャビン	乗物	
B	スリム	乗物			S	キャビン	乗物	
C	ワン	乗物			T	キャビン	乗物	
D	ワン	乗物			U	キャビン	乗物	
E	ワン	乗物			V	キャビン	乗物	
F	ワン	乗物			W	キャビン	乗物	
G	ワン	乗物			X	キャビン	乗物	
H	ワン	乗物			Y	キャビン	乗物	

全体面積	50,857㎡	
A地区	31,482㎡	(スーパー堤防 7,733㎡含む)
B地区	5,234㎡	
C地区	14,141㎡	

(2) 沿革

あらかわ遊園の沿革は

大正11年	「民営あらかわ遊園」として誕生
昭和16年	第二次世界大戦勃発により閉園
昭和24年	「区立児童遊園」として設立
昭和25年	「区立あらかわ遊園」として開園
昭和42年	大温室等完成
昭和61年	施設の全面改造に着手
昭和62年	魚釣りの広場（釣り堀）オープン
平成元年	荒川区が管理運営を財団法人荒川区地域振興公社（以下、ACC）に委託 どうぶつ広場、しばふ広場オープン
平成2年	のりもの広場、レストハウスオープン
平成3年	クラフトハウス、水あそび広場、アリスの広場等オープン 全面改造の完了
平成5年	あらかわ遊園スポーツハウスオープン
平成6年	地下駐車場オープン
平成12年	「区立あらかわ遊園」開園50周年
平成16年	コーヒーカップリニューアル
平成17年	ファミリーコースターリニューアル
平成18年	指定管理者としてACCを指定（指定期間10年）

となっている。

(3) 入園料等

入園料を始めとする料金の体系は次の通りである。

①入園料

大人	200円	
小・中学生	100円	（春・夏・冬休み期間を除く平日は無料）
65歳以上	100円	
未就学児	無料	（小学生未満）

②のりもの券

単券	1枚	100円		
回数券	6枚	500円	12枚	1,000円

*このほか、20名以上は団体券（4枚300円）の購入が可能

③セット券（大人と子どもの入園料 + のりもの券16枚）

=土・日・祝日、春・夏・冬休み期間=

大人（高校生以上）+ 未就学児 1,300円

大人（高校生以上）+ 小・中学 1,400円

=上記期間を除く平日=

大人（高校生以上）+ 中学生以下 1,300円

④フリーパス券（入園料 + 大型遊具乗り放題券）

春・夏・冬休み期間を除く平日のみ販売

大人 1,200円

中学生以下 500円

65歳以上 600円

上記の通り、ファミリーや子ども同士等で、手軽に楽しめる入園料等の設定を心がけている。

(4) 開園時間

9時～17時（夏休み期間の日曜日とGWの日曜・祝日は18時まで）

(5) 無料開園日

入園料を徴収しないで、全ての来園者に入園料を無料で開放する日として下記の日程がある。

5月5日（こどもの日）、10月1日（都民の日）

この日程以外にも、催し物等の関係により、入園料が無料となる日もある。

(6) 休園日

毎週火曜日（火曜日が祝日の場合には翌日）（春・夏・冬休み期間は無休）
年末年始（12月29日～1月1日）

2 入園者等の推移

あらかわ遊園への入園者及びあらかわ遊園にある各施設の利用者の人数について、平成6年度からの推移を見てみると次の通りとなる。

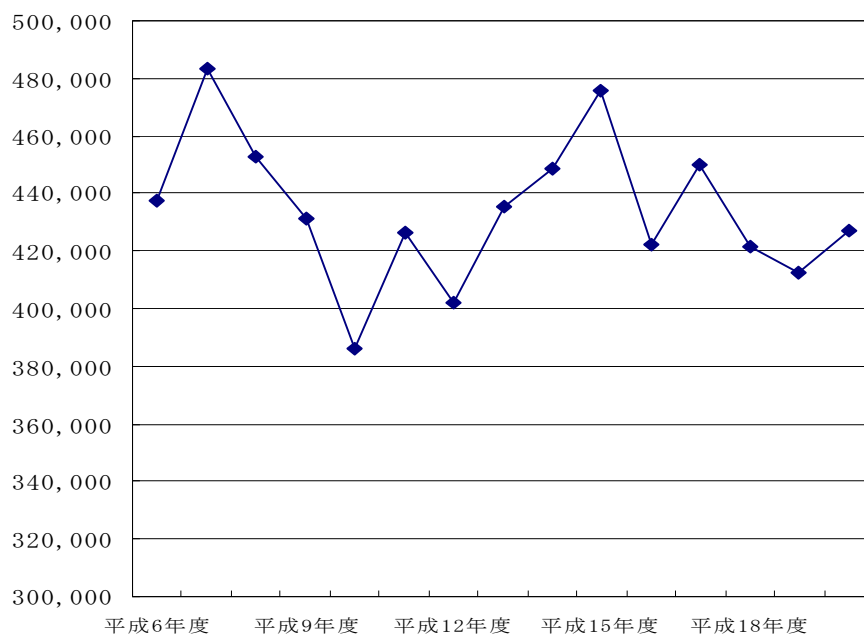
この入園者には上記で説明をした無料入園日における入園者も含まれている。

(単位：人)

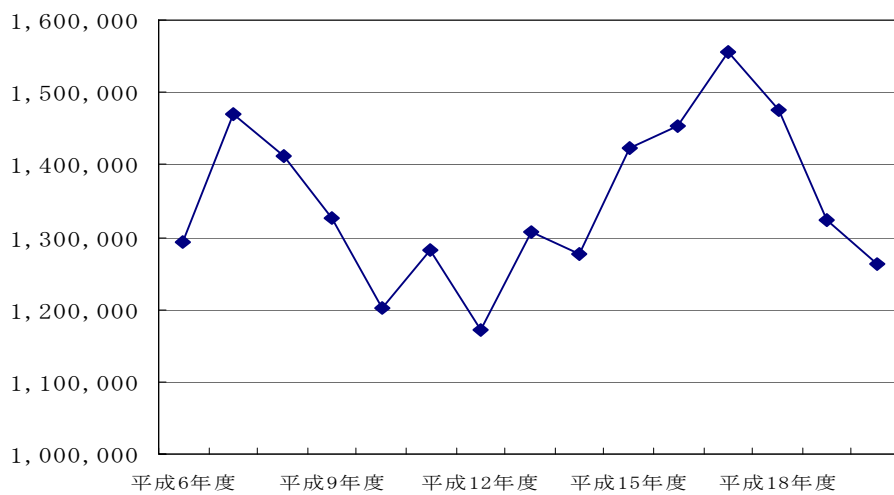
	入園者	のりもの 広場	ふれあい 広場	ポニー乗 馬	釣り堀	プール
平成6年度	437,409	1,292,653	236,095	12,560	36,285	35,357
平成7年度	483,068	1,468,913	288,510	11,216	41,956	31,187
平成8年度	453,119	1,410,693	280,826	12,280	37,149	19,921
平成9年度	431,268	1,325,184	264,817	7,937	37,115	21,283
平成10年度	386,050	1,202,747	256,287	8,472	35,381	16,343
平成11年度	426,419	1,282,128	275,168	9,427	33,813	19,658
平成12年度	402,289	1,171,761	269,989	8,469	31,705	19,086
平成13年度	435,261	1,305,865	326,739	9,478	34,452	11,903
平成14年度	448,720	1,277,492	354,966	8,307	33,741	17,768
平成15年度	475,904	1,422,462	357,616	7,545	38,027	11,908
平成16年度	422,566	1,454,598	384,497	5,839	34,513	20,330
平成17年度	449,965	1,554,989	386,739	7,111	33,248	20,947
平成18年度	421,253	1,475,150	360,454	6,824	31,940	17,167
平成19年度	412,814	1,323,227	324,387	8,659	30,726	22,063
平成20年度	427,186	1,262,811	306,943	8,380	30,315	19,094

また、入園者の推移及び施設の中で特に利用者の多いのりもの広場の利用者の推移をグラフにしたものが次のグラフである。

入園者



のりもの広場



これらの推移を見てみると次のような事が判る。

- ① 概ね入園者とのりもの広場の利用者の推移は一致しているが、後述するファミリーコースターを入れ替えた平成17年度においては、のりもの広場の利用者が大きく伸びている
- ② 平成20年度においては、入園者の数は14千人（3.5%）増加しているのに対して、のりもの広場の利用者は60千人（4.6%）減少しているなど、各施設等の利用者の減少傾向がみられる。
- ③ 平成20年度における入園者数は、今回比較した15年間で7番目の人数となっているが、のりもの広場の利用者を見ると、この15年間で13番目の人数となっており、入園者の人数の増加を課題として取り組むとともに、のりもの広場の利用者を如何に増加させていくかも重要な課題となっている。

3 のりもの広場の各器具の利用者の推移

あらかわ遊園への入園者の多くが訪れるのりもの広場には、遊具として

【大型遊具】

観覧車・豆汽車・メリーゴーランド・スカイサイクル・コーヒーカップ
ファミリーコースター

【小型遊具】

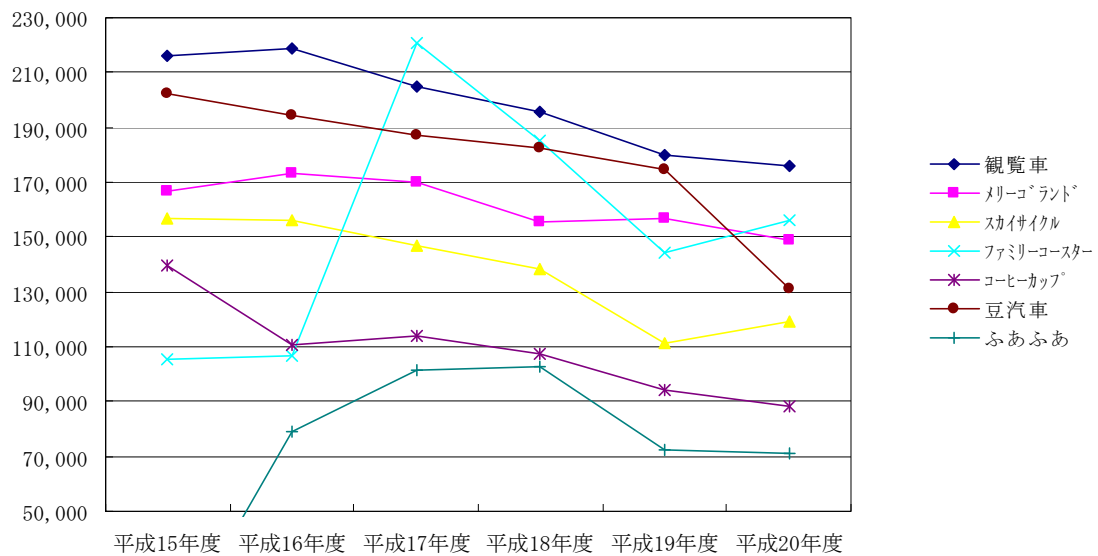
バッテリーカー 6台、レール乗物 3台、固定型 19台
メロディペット 6台

が設置されている。

これらの遊具の利用状況を見てみると

(単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
観覧車	215,879	218,593	204,957	195,979	179,835	176,066
メーゴラント [®]	166,425	173,032	170,252	155,517	157,120	149,078
スカイサイクル	156,559	156,116	146,928	138,452	111,559	119,098
ファミリーコースター	105,696	106,860	220,732	185,156	144,238	156,426
コーヒーカップ [®]	139,365	110,504	113,723	107,092	94,096	88,169
豆汽車	202,113	194,697	187,353	182,667	174,456	130,779
ふあふあ	0	79,198	101,338	103,061	72,710	71,398
小型遊具	436,425	415,598	409,706	407,226	389,213	371,800
計	1,422,462	1,454,598	1,554,989	1,475,150	1,323,227	1,262,814



となり、ここ数年、ファミリーコースターとスカイサイクルを除く各遊具の利用者が減少する傾向にあることが判る。

4 入園者の状況

(1) 有料入園者と無料入園者

先述した通り、あらかわ遊園への入園に際して、小学生未満の未就学児及び春・夏・冬休み期間を除く平日の小・中学生は入場料が無料となり、また、年2日（5月5日「こどもの日」10月1日「都民の日」）は入園者全員が入園料無料となる。

また、あらかわ遊園において「川の手荒川まつり」が開催された場合には、入園料を無料にするなど、各種行事との関係において、入園料を無料にする日もある。

こうした設定の中で、総入園者における有料入園者と無料入園者について比較をしてみると次のようになる。

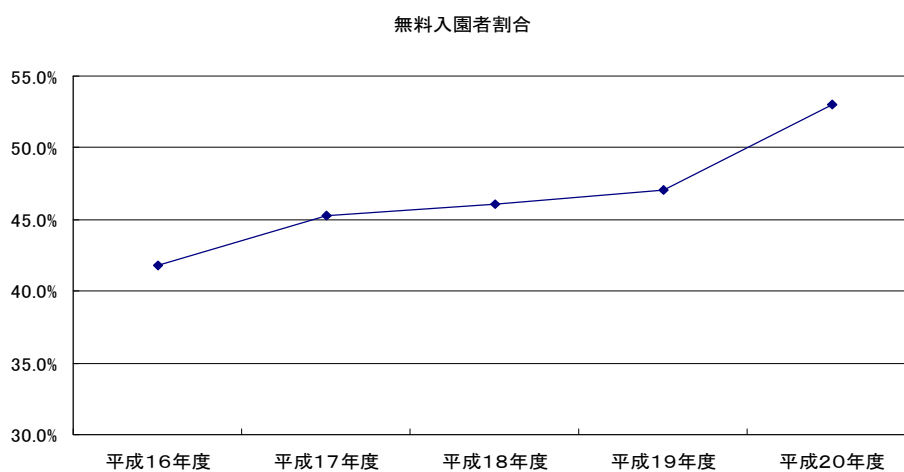
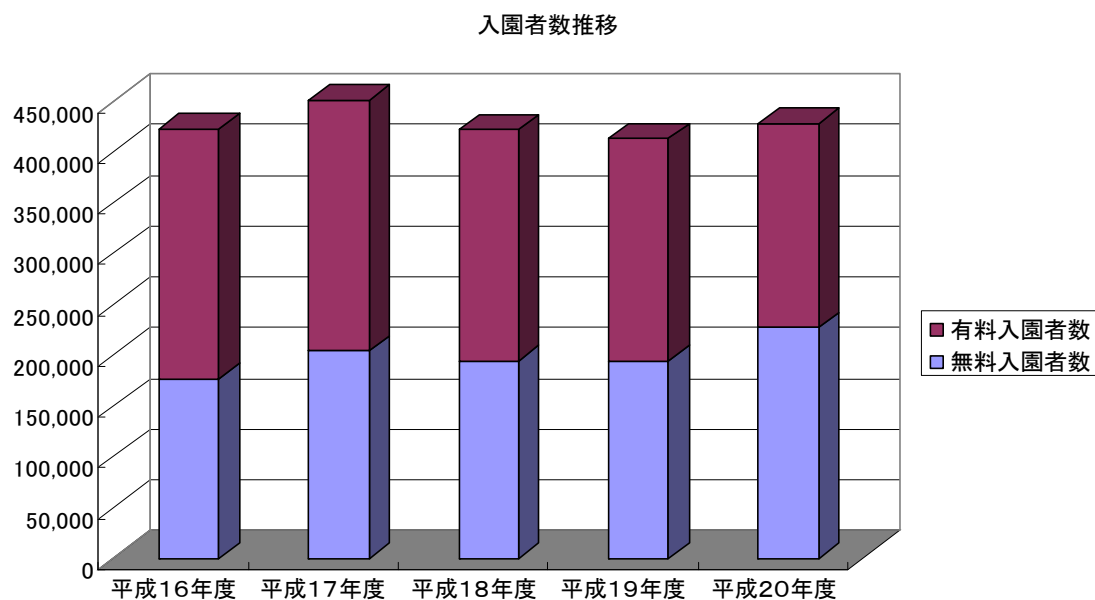
(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総入園者数	422,566	449,965	421,253	412,814	427,186
有料入園者数	245,850	246,203	227,136	218,490	200,635
無料入園者数	176,716	203,762	194,117	194,324	226,551
無料入園者割合	41.8%	45.3%	46.1%	47.1%	53.0%

上記において、平成17年度及び平成20年度には、「川の手荒川まつり」があらかわ遊園で開催され、当日は入園無料となった為、無料入園者数が増加している。

因みに、平成20年度における川の手荒川まつり開催日（4月29日）の無料入園者数は40,744人となっている。

有料入園者と無料入園者について推移をグラフで見ると



となる。

区立の遊園地ということもあり、一人でも多くの入園を可能にするとともに、各種行事における開催場所として開放される場合もあり、無料入園の対象者や対象日を設けているが、平成20年度においては、入園者の半数以上（53%）が無料で入園している。

(2) 月別の入園者数

次に、平成20年度における入園者を月別に集計すると

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
81,410	54,457	27,324	23,830	33,167	35,736	38,614
11月	12月	1月	2月	3月	計	
34,407	14,250	22,089	23,003	38,899	427,186	

となる。

また、上記のうち、ゴールデンウィークとなった平成20年4月26日(土)から5月6日(火)までの入場者数を見ると

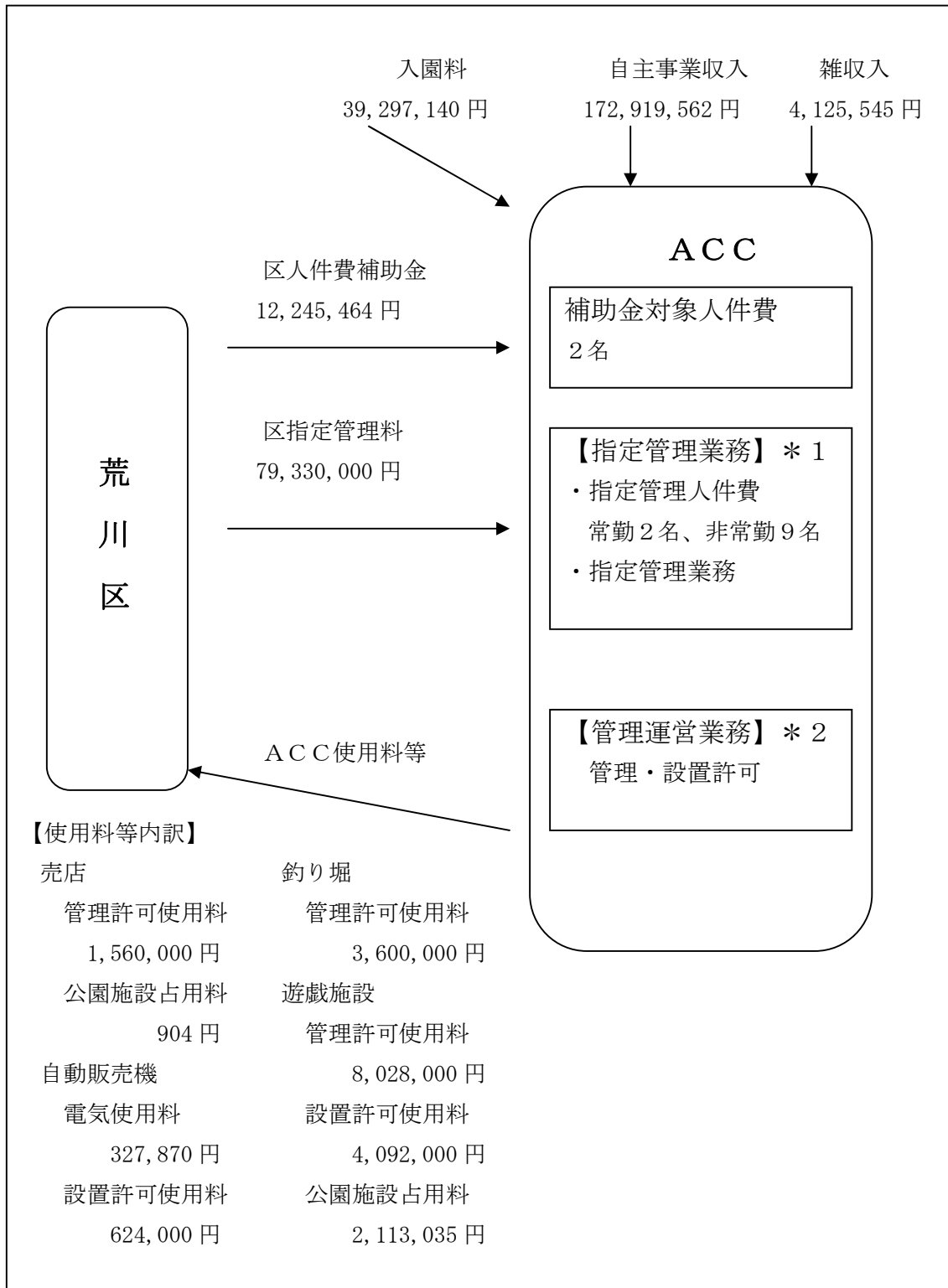
4月					(単位：人)
26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	
1,574	3,763	1,072	40,744	664	
5月					
1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)
1,050	421	1,010	10,390	14,219	8,672

となり、この11日間で合計83,579人、平成20年度の入園者の19.6%の入園者があったことが判る。

更に、3・4・5月の春休みからゴールデンウィークの期間において174千人が入園しており、この人数は一年間の40.9%を占めることになる。

子ども達が長期の休みとなる「夏期」と「冬期」において入園者が増加しておらず、また、冬期においては、逆に減少している状況にあり、この時期における来園者へのサービスの提供のあり方など、入園者や各施設の利用者の確保について検討することも必要と思われる。

5 あらかわ遊園における指定管理者の仕組み



平成15年6月の地方自治法第244条の改正に伴い、平成18年9月までに、公園の維持管理業務を、委託から「指定管理者制度」又は「区による直営」に移行することが必要となり、平成18年4月より、指定管理者制度を導入し、指定管理者としてACCが選定された。また、遊戯施設の管理運営事業は、以前より、ACCにより管理許可に基づいて行われていた。

こうした状況の中、平成20年度の荒川区とACCにおけるあらかわ遊園に関する金銭の流れを示したものが前頁の図である。

ACCがあらかわ遊園において行っている具体的な指定管理業務及び管理運営業務は

* 1 指定管理業務

- ①清掃業務 ②樹木等管理 ③浄化施設保守管理 ④流れ清掃 ⑤プールろ過機点検 ⑥プール電磁弁シャワー保守 ⑦非常装置点検 ⑧キャンディハウスエレベーター保守点検 ⑨廃棄物処理 ⑩自家用電気工作物保安業務 ⑪夜間管理業務 ⑫一休さん号管理業務 ⑬入園案内 ⑭子供プール運営

* 2 管理運営業務

- ①利用促進（動物飼育業務等） ②売店業務 ③自動販売機 ④つり掘運営業務 ⑤公衆電話 ⑥地下駐車場管理運営業務 ⑦遊戯施設管理運営業務

となっている。

また、上記の業務のうち、

指定管理業務 ⑬入園案内 ⑭子供プール運営 及び
管理運営業務 ⑦遊戯施設管理運営業務

は、ACCから第三者の共同事業体に再委託されている。

6 収支の状況

先述した通り、平成18年度よりACCが指定管理者としてあらかわ遊園の管理・運営を行っているが、荒川区及びACCにおけるあらかわ遊園の収支に関する状況は次の通りである。

(1) 荒川区の収支

①ACCを指定管理者とする以前の収支

(単位：円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
収 入	荒川遊園施設使用料					
	入園料	29,524,780	30,988,650	42,368,500	42,376,220	
	子どもプール	4,208,790	2,709,800	4,740,500	4,927,850	
	ローラースケート	1,542,820	0	0	0	
	地下駐車場	23,786,750	*1 0	0	0	
	許可管理施設	17,284,000	17,496,000	17,448,000	17,496,000	
	雑収入					
	委託公衆電話使用料	10,848	11,040	2,310	0	
	自主事業光熱水費使用料	2,570,486	3,421,032	3,640,429	3,179,262	
	雑入	2,186,000	1,387,500	0		
	収入合計	81,114,474	56,014,022	68,199,739	67,979,332	
	支 出	ACC人件費補助	86,211,069	27,320,025	35,834,797	36,889,198
		人件費 *2				2,586,000
荒川遊園管理費						
光熱水費		24,749,667	26,768,156	30,177,582	34,791,096	
一般需用費		599,550	644,406	4,741,540	2,822,693	
役務費		1,343,089	1,364,293	1,376,021	606,996	
委託料		8,208,018	8,208,018	8,533,518	10,137,498	
備品購入費		0	0	0	146,160	
その他		0	0	0	1,555,566	
計		34,900,324	36,984,873	44,828,661	50,060,009	
荒川遊園運営費	10,817,000	0	0	0		

A C C 委 託	人件費	3,372,480	0	0	0
	光熱水費	143,885	10,080	0	8,600
	一般需用費	9,396,609	18,509,839	14,226,377	14,559,835
	役務費	2,232,398	1,452,049	90,825	1,242,521
	委託料	86,951,060	32,253,825	37,547,508	29,724,220
	使用料・賃借料	2,671,602	2,619,337	5,564,942	5,741,020
	備品購入費	273,000	0	0	0
	公租公課	193,200	103,000	83,000	82,000
	計	105,234,234	54,948,130	57,512,652	51,358,196
	地下駐車場管理運営費	41,200,773	4,201,200	4,201,200	4,201,200
支出合計	278,363,400	123,454,228	142,377,310	142,508,603	
差引収支	-197,248,926	-67,440,206	-74,177,571	-74,529,271	

- (注) 1 *1 「地下駐車場」は平成15年度から平成17年度の期間、区から管理許可を受けた民間の事業者により運営されていた。
- 2 上記の「収入」には、ACCの自主事業（設置管理許可事業）に係る収入は含まれていない。
- 3 大規模修繕等の工事費は含まれていない。

②ACCを指定管理者として選定した以後の収支

(単位：円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ACC人件費補助	2,895,948	2,915,469	12,245,464
人件費 *2	3,416,000	3,758,000	2,675,000
指定管理料	79,330,000	79,330,000	79,330,000
支出計	85,641,948	86,003,469	94,250,464

- (注) 1 上記①②の「人件費*2」は、区公園緑地課のあらかわ遊園の管理に係る事務分担率に基づき算定した人件費である。平成17年度より区において算定を開始した。

(2) ACC

ACCが指定管理者としてあらかわ遊園を運営することとなった平成18年度以後のACCの決算におけるあらかわ遊園に関する収支は次の通りである。

(単位：円)

			平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入	自主事業収入	遊戯施設	167,480,390	155,073,530	146,333,190
		釣り堀	11,648,180	11,530,070	11,283,460
		利用促進	2,729,720	2,784,212	2,909,000
		売店	11,152,727	10,801,384	8,126,657
		自動販売機	4,297,833	4,507,449	4,267,255
		地下駐車場	203,500	383,600	0
		計	197,512,350	185,080,245	172,919,562
		指定管理料	79,330,000	79,330,000	79,330,000
		入園料	43,197,650	43,197,990	39,297,140
		雑収入	2,443,315	2,667,603	4,125,545
		収入計	322,483,315	310,275,838	295,672,247
支出		自主事業費	176,386,128	166,821,619	169,325,662
		指定管理事業費	120,614,177	135,322,335	122,633,294
		固定資産取得支出	8,956,500	4,588,500	0
		支出計	305,956,805	306,732,454	291,958,956
収支差額			16,526,510	3,543,384	3,713,291

II 個別の事項

1. 公園施設管理許可書の発行について

遊園には、指定管理者としてACCが管理運営を行っている「子供プール」や「しばふ広場」などの施設の他に、都市公園法の規定により、施設の設置状況等に合わせ次の3形態で管理運営されている施設がある。

① 管理許可

都市公園法第5条1項において、公園管理者である荒川区以外の者は、「都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。」と規定されており、この許可をすることができる場合として、同条2項に公園管理者である荒川区が「自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」及び荒川区以外の者が「公園施設を設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」と規定されている。

これらの規定に基づき、荒川区が所有している施設及び敷地について、ACCが許可を得て、管理を行う形態であり、その対象となっている施設及び敷地として次のものがある。

観覧車・豆汽車・メリーゴーランド・スカイサイクル・釣り堀・売店
バッテリーカー用地・どうぶつ広場（ふれあい広場を含む）・地下駐車場

② 設置許可

上記の都市公園法第5条1項・2項に基づき、ACCが固定式の施設を設置し、運営している施設として次のものがある。

コーヒーカップ・ファミリーコースター

③ 占用許可

都市公園法第6条1項に「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」と規定されている。

この規定に基づき設けられた施設として次のものがある。

バッテリーカー・ふあふあ・小型遊具・・・B地区については何れも現在は休止中

＝監査の結果及び意見＝

上記の通り、ACCが管理業務を行う上で、区に対して管理許可に関する申請書を提出し、その許可を受けることが必要な施設がある。

今回の監査において、この手続きが必要な各施設に関するACCからの「公園施設管理許可申請書」及びその申請書に対する区からの「公園施設管理許可書」の発行について確認を行った。その結果、管理許可対象の施設のうち、「どうぶつ広場（ふれあい広場を含む）」について、許可申請書は提出されていたものの、区から発行された許可書には、「どうぶつ広場（ふれあい広場を含む）」と記載すべきところ、「指定管理者」対象である「しばふ広場」と誤って記載されており、事実上、「どうぶつ広場（ふれあい広場を含む）」について、平成18年3月より、管理許可のおりていない状況となっていた。

監査において上記状況が判明した後に、公園施設管理許可書は正しく再発行され、現状では、正式に管理許可が認められた状態となっている。

都市公園法に申請書の提出及びこれに対する許可が規定されている事柄であり、各種書類の整備に対して今一度、確認することも必要と思われる。

2. 区が所有する備品の管理状況について

遊園内にある区が所有する備品については、区とACCとの間で締結された遊園の管理に関する「基本協定書」の「第四章 備品等の扱い 第22条」において、

「甲（荒川区）は、・・・に示す備品等を、無償で乙（ACC）に貸与することとし、乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。」

と定められており、また、「基本協定書」の別紙として、「荒川遊園備品一覧表」（平成18年3月31日現在）において、指定管理者として業務を開始するに当たり、無償で貸与される備品が記載されている。

さらに、「基本協定書」の別紙である「荒川遊園指定管理者業務仕様書」の「第3 施設等の維持管理に関する業務の基準 3 備品管理業務」において

「指定管理者は、荒川区の所有する備品について、荒川区会計事務規則及び関係例規に基づき適切に管理すること。」

と規定され、遊園にある区が所有する備品について、ACCが適切に管理することが求められている。

＝監査の結果及び意見＝

今回、遊園において区が所有する備品に対する管理の状況を確認したところ、以下のような事項があった。

（1）指定管理事業の開始時の確認作業について

遊園は、平成18年3月まで、区が直営しACCに業務を委託するという形態で運営しており、平成18年4月から、ACCが公募により指定管理者に選定され、従来と同一の事業者が事業を行うこととなった為、「荒川遊園備品一覧表」に基づく引継ぎは書類のみで実施された。

本来、区の所有する資産を無償で貸与し、第三者の管理に委ねる場合には、備品に関する責任の所在を明確にし、区の所有する備品を適切に管理するために、貸与する現物とその一覧表とを確認することにより、業務を開始した時における現物の存在及びその備品の状況を明確にした上で引き継ぎを行うことが基本である。

また、遊園における指定管理者制度の導入の際に、この現物の確認を実施しなかったために、以下に述べる問題も発生することとなっており、区及びACC双方とも備品に対して、適切に管理する意識を持つことが必要である。

(2) 現物確認のための貼付シールについて

今回の監査において、ACC及び区の備品台帳と現物との確認作業を行おうと試みたが、現物を識別するために貼付されるシールが適切に貼られておらず、正確に照合することができなかった。

備品個々にシール等を貼付し、これと備品台帳との整合性を図ることは、備品管理を行っていく上で必要な作業であり、これが行われていない現状では、備品を管理すること自体が不可能であると言っても過言ではない。

区が所有する資産とACC等の事業者が所有する資産を明確に区分し、両者を正確に区分・管理していくことが、指定管理事業においては不可欠であり、シールの貼付と備品台帳の整備を併せて行うなど、早急な改善が必要である。

(3) 廃棄等された区が所有する備品の台帳への反映について

園内に存在する「区が所有する備品」を廃棄等した場合には、まず、現場からの報告によりACCの区所有資産の備品台帳に廃棄等が反映され、次に、ACCから区への廃棄等の報告により、区の備品台帳に廃棄等が反映されることとなる。

今回の監査において、サンプル抽出により園内に存在する一部の備品について、区及びACCの「区所有の備品台帳」と、該当すると思われる「現物」との突合を行った結果、備品台帳に記載されていながらも、現物が存在しない備品が散見された。

その原因としては、備品が廃棄等された際に、上記の通りの手続きが行われず、現場からの報告が適切になされなかったり、或いは、ACCから区への報告が適切になされていない等により、備品の廃棄等が台帳に反映されていないことがあげられるとの事である。

備品を廃棄等した際の手続きを再度確認し、関係者間の報告及び各備品台帳への反映を徹底していく必要がある。

(4) 簿外の備品について

今回の現物の確認作業において、遊園に存在する区が所有する備品の中で、ACC及び区の備品台帳に記載されていない備品が多数、確認された。

この原因としては、当初の引き継ぎ時に、現物との確認を行わず書類のみで引き継ぎを行ったために、無償貸与の区の資産として管理されるべき備品の中で、引き継ぎ資産の一覧表に掲載されず、その為、ACCの備品台帳に掲載されていなかった備品が多数存在した為と考えられる。

また、ACCにおいても、定期的な現物と台帳との確認照合作業を実施していないため、台帳への登録が漏れた備品についても登録されることなく時間が経過し、今回の監査まで簿外のままになっていたものと考えられる。

今回、遊園にある区が所有する備品について、全件の確認作業を実施し、現物とACC及び区の備品台帳とを一致させる作業を実施した。その結果、作成されたのが、次の荒川遊園備品現在高調査表である。

区供用備品名	規格	台帳数量	実数	設置場所								摘要				
				事務室	プール 管理棟	話所	釣堀	キャン ダイハ ウス	ちびっ こ売店	ふれあ いハウ ス	水の上 テージ		どうぶ つ広場			
片袖机	W1000*D700*H700	3台	3台								3					
片袖机	W1060*D635*H735	16台	16台	8	6	2										
平机	1800*900*710 (プール)	1台	1台		1	0										
平机		3台	3台		1									2	規格違い	
二人用机	700*1600*695	1台	1台	1												
両袖机	1370*630*740 グレー	1台	1台	1												
両袖机	管理職用 天板グレー・他黒	1台	1台	1												
脇机	W410*D700*H700	2台	2台		2											
折りたたみ卓子	W1800*D450*H700	7台	8台								8					区1台+修正
折りたたみ卓子	W1800*D600*H700	5台	5台	5												規格が異なる
折りたたみ卓子	W1500*D600*H700	16台	11台	2							9					ACCへ引継ぎ もれ
角型卓子	W1520*D760*H700	1台	なし													
教卓	W700*D700*H450	1台	1台								1					ACCへ引継ぎ もれ
長卓子	W1500*D450*H1100	2台	2台								2					ACCへ引継ぎ もれ
変型卓子	MC-1575R-12 W1500*D750*H700	1台	1台								1					ACCへ引継ぎ もれ
変型卓子	W1200*D600	6台	6台								6					ACCへ引継ぎ もれ

背当回転椅子	キヤスター上部に円形部品あり	2台	2台		2														
背当回転椅子		5台	5台		5														
テール付椅子	ガーデンセット	10台	10台					10											
肘掛椅子	W615*D520*H965	4台	4台											4(2階)					ACCへ引継ぎもれ
肘掛回転椅子	1700F-92	3台	3台						0					3待機室					ACCへ引継ぎもれ
肘掛回転椅子	管理職用	1台	1台	1															
金庫	550*570*1000	1台	1台	1															当初記載なし
金庫		1台	1台	1						1									(965*565*545)
引違い書庫	880*880*515	1台	1台							1									
引違い書庫	880*880*515 ガラス	1台	1台							1									
引違い書庫	1760*880*515	1台	なし	0															
引違い書庫	1760*880*515 ガラス	1台	1台	1															
引違い書庫	880*880*515	1台	2台	2															
引違い書庫	JIS4号 金庫室 W1750*D400*H950	2台	2台	2															
ファイリングキャビネット	900*450*1050	1台	なし	0															
ファイリングキャビネット	A4 4段 390*620*1340	1台	4台	4															
ファイリングキャビネット	B4 4段 450*620*1400	1台	2台	2															

区の台帳に記載がなく引継当初の台帳から現存するもの

区供用備品名	規格	数量	実数	設置場所							備考			
				事務室	プール管理棟	詰所	釣堀	キヤデインハウス	ちっこ売店	ふれあいハウス		水上ステージ	どうぶつ広場	
ロッカー	3人用	2台	3台	2		1								
ロッカー	9人用	1台	2台	2										
ロッカー	2人用	0	2台	1		1							2	
ロッカー	4人用	0	2台	1										ACC購入
ポンプ	100V-400W (LB-400)	2台	2台			2								
やきもの機	電気グリドル TEQ750 750 *600*300	1台	1台					1						設備として 設置
冷蔵庫	HR-63ST-2G 625*650*1900	1台	1台					1						設備
冷蔵庫	冷蔵ショーケース SMR-H99 606*450*1395	1台	1台					1						設備
冷凍庫	卓上アイスクリームデイス ペンサー DH1-20TA 450*600*990	3台	3台					1						設備
冷凍庫	冷凍コールドケース FT-120SNC-R 1200*600*800	1台	1台					1						設備
冷凍庫	冷凍冷蔵庫 HRF-150SE3 1500*800*1900	1台	1台					1						設備

今後は、区が所有する備品について、取得や廃棄等の異動があった場合には、適時にACCから区に対する報告を行い、区及びACCの備品台帳に適切に反映されるように、備品管理マニュアルを整備し、更に、定期的に現物と台帳との確認を行うことが必要である。

大切な区の資産を適切に維持管理するために備品の管理は重要な業務であり、また、必要最低限の備品を保有するという備品の効率的な利用を考えた場合においても、備品の管理を適切に実施しなければならない。

3. 小型遊具の現金管理について

遊園には、観覧車やファミリーコースターなど乗り物券を使用して乗車する大型遊具の他に、100円玉を投入することにより遊ぶことができる小型の遊具が、現在22台ある。

小型遊具の現金の回収は、基本的には毎日行われ、22台全ての小型遊具の現金が一つの袋にまとめられて集金され、売上日計表が作成される（雨天の時等には回収を行わず、翌日以降にまとめて回収されることもある）。

この小型遊具には、100円玉を投入した際に、1枚につき1カウントされるメーターが搭載されており、理論的には、このメーターのカウント数と回収された100円玉の枚数とは一致することとなる。このカウント数と回収された100円玉の枚数とのチェックは1週間に一度行われ、「小型遊具メーター一点検表」が作成される。

＝監査の結果及び意見＝

平成20年度の小型遊具メーター一点検表を確認したところ、毎週、メーターの集計値と回収された現金との間に差異が見られた（別表1）。また、集計の計算そのものにもミスがあった。

別表 1

小型遊具メーター一点検表の集計 (20/4/1~21/3/31) (単位：円)

集計期間	メーター集計(a)	現金回収(b)	差額(a-b)
3/29~4/5	1,831,800	1,819,600	12,200
4/6~4/12	703,000	694,300	8,700
4/13~4/19	180,300	176,100	4,200
4/20~4/26	561,600	549,500	12,100
4/27~5/3	1,326,800	1,228,500	98,300
5/4~5/9	1,828,700	1,917,300	-88,600
5/10~5/16	178,700	176,600	2,100
5/17~5/23	780,200	775,100	5,100
5/24~5/30	293,600	287,300	6,300
5/31~6/6	530,600	511,700	18,900
6/7~6/13	549,700	558,300	-8,600
6/14~6/20	737,300	735,000	2,300
6/21~6/27	231,100	223,800	7,300
6/28~7/5	569,900	565,100	4,800
7/6~7/11	333,900	347,100	-13,200
7/12~7/19	455,100	450,800	4,300
7/20~7/28	937,800	926,700	11,100
7/29~8/3	363,400	360,700	2,700
8/3~8/9	445,600	440,900	4,700
8/10~8/16	1,185,200	1,029,100	156,100
8/17~8/23	684,800	777,100	-92,300
8/24~8/30	293,500	275,000	18,500
8/31~9/6	552,300	620,800	-68,500
9/7~9/13	597,400	569,200	28,200
9/14~9/19	763,900	755,600	8,300
9/20~9/27	910,000	907,400	2,600
9/28~10/4	651,600	585,600	66,000
10/5~10/11	895,900	381,500	514,400
10/12~10/18	1,546,400	1,723,000	-176,600
10/19~10/25	1,097,700	923,200	174,500

10/26～11/1	765,400	819,200	-53,800
11/2～11/8	1,033,600	1,067,700	-34,100
11/9～11/14	392,000	389,100	2,900
11/15～11/22	633,600	659,600	-26,000
11/23～11/27	663,700	638,000	25,700
11/28～12/5	774,800	764,200	10,600
12/6～12/12	523,200	573,000	-49,800
12/13～12/19	283,600	293,600	-10,000
12/20～12/26	748,500	771,100	-22,600
12/27～1/3	797,100	830,000	-32,900
1/4～1/9	773,100	743,000	30,100
1/10～1/16	704,500	792,400	-87,900
1/17～1/23	412,000	396,200	15,800
1/24～1/31	440,900	465,800	-24,900
2/1～2/6	372,800	393,600	-20,800
2/7～2/13	952,500	986,500	-34,000
2/14～2/20	929,700	938,800	-9,100
2/21～2/27	576,000	618,500	-42,500
2/28～3/6	487,700	485,800	1,900
3/7～3/14	599,200	627,100	-27,900
3/15～3/20	1,020,900	1,047,100	-26,200
3/21～3/27	1,040,900	1,054,900	-14,000
3/28～4/3	1,767,900	1,801,700	-33,800
合計	38,711,400	38,448,800	262,600

これらの差異の中で、大きな差異のある週を3週選び、その内容を分析したものが次頁の表となる。

点検期間				メーター点検表		
	日	天気	入園者数(人)	現金回収額	メーター売上	差額
8月17日 ～	17	曇りのち雨	1,116	—		
	18	晴れのち曇	984	360,700		
8月23日	19	晴れ	744	61,800		
	20	晴れのち曇	765	64,600		
	21	晴れ	828	81,000		
	22	曇り	1,143	175,900		
	23	曇り時々雨	1,010	33,100		
	小計		6,590	777,100	684,800	-92,300

10月5日 ～	5	晴れのち曇	2,608	229,300		
	6	雨のち曇	45	—		
10月11日	8	雨のち曇	85	—		
	9	晴れのち曇	516	42,000		
	10	晴れのち曇	623	52,900		
	11	小雨のち晴	548	57,300	*1	
		小計		4,425	381,500	895,900

3月28日 ～	28	曇りのち晴	3,071	316,000		
	29	晴れ	3,296	376,300		
4月3日	30	晴れ	2,608	250,200		
	31	晴れ	2,377	200,700		
	1	曇り時々小雨	528	48,700		
	2	晴れ	1,407	196,400		
	3	晴れ	3,822	413,400		
	小計		17,109	1,801,700	1,767,900	-33,800

*1 点検表には「雨天のため回収できなかったため、差額が大きい」と記入されているが、この週の現金不足額は 514,400 円であるのに対して、次の週の現金過大額は 176,600 円であるため、両週を合計しても 337,800 円不足しており、雨天による未回収と差異の発生には関連が無いと考えられる。

メーター数と回収金額との差異について原因が解明できないため、今回の監査期間中の3日間、特定の小型遊具の回収金額とメーターカウント数の誤差の測定を依頼したところ、下記の通り、カウント数の違いは、試験運転分程度で、特に大きな誤差は出なかった。

<測定日> 平成21年7月28日(火) 曇時々晴 入場者数 586人
 29日(水) 曇 883人
 30日(木) 晴 901人

①わんぱくトレイン

月日	メーター数			回収金額	差異
	始業時	終業時	カウント数		
7月28日	168,143	168,179	36	3,600	
7月29日	168,179	168,217	38	3,800	
7月30日	168,217	168,243	26	2,600	
計			100	10,000	

②レッツゴーアンパンマン

月日	メーター数			回収金額	差異
	始業時	終業時	カウント数		
7月28日	73,038	73,092	54	5,400	
7月29日	73,092	73,154	62	6,200	
7月30日	73,154	73,220	66	6,600	
計			182	18,200	

③アクアブラスター

月日	メーター数			回収金額	差異
	始業時	終業時	カウント数		
7月28日	115,228	115,381	153	15,300	
7月29日	115,381	115,559	178	17,000	
7月30日	115,559	115,720	161	15,200	
計			492	47,500	

始業時に点検のために放水を行う為、差異が生じるとのこと

今回の監査においては、差異が発生する原因を解明することはできなかったが、10月後半からは、現金回収額の方が、メーターカウント数より多いという現象が多発しており、メーターの故障も原因の一つと考えられる。

しかしながら、「小型遊具メーター点検表」自体の作成も集計金額が間違えていたり、また、点検表に差異の原因として「雨天による未回収」などが記載されている場合にも本当にそれが原因か否かの検討が行われず、差異の発生が放置されていたりと、小型遊具の現金管理に対する意識が低いと言わざるを得ない状況となっていた。

今後は、小型遊具の現金全てを同一の袋で回収するのではなく、差異の発生を確認・分析できるように回収する単位を検討することや、個別の遊具の差異の発生状況を機種毎にローテーションで確認することなどの対応を行い、現金に関する事故の発生を防ぐ為にも、小型遊具の現金管理を強化する必要がある。

4. のりもの券の現物管理について

現在、遊園においては、のりもの券として「100円券」「500円券」「1,000円券」「1,400円セット券(小・中)」「1,300円セット券(未就学)」「のりもの団体券」「フリーパス券(大人用)」「フリーパス券(高齢者用)」「フリーパス券(中学生以下用)」が発行されている。

＝監査の結果及び意見＝

のりもの券の現物に関する管理状況を確認するために、事務所内の保管場所で現物の確認を行った。

その結果、下記のような差があった。

のりもの券の種類	1冊の枚数	帳簿在庫	実際在庫	差額
①100円券	10,000枚単位	3冊	3冊	0冊
②500円券	5,000枚単位	1冊	1冊	0冊

③ 1,000円券	5,000枚単位	2冊	2冊	0冊
④ 1,400円セット券(小・中)	5,000枚単位	3冊	2冊	1冊
⑤ 1,300円セット券(未就学)	5,000枚単位	3冊	1冊	2冊
⑥のりもの団体券	5,000枚単位	0冊	0冊	0冊

フリーパス券の大人用、高齢者用、中学生以下用については、いずれも現物残高と受け払いのノートに記載されている帳簿残高は一致した。

のりもの券の管理において、あまり現金等価物という意識はなく、管理も1万枚、5千枚単位の冊数で管理するのみで、1冊からバラして券売機に入れたのりもの券や、バラして券売機に入れた残りののりもの券については、受け払い簿を記帳したり、枚数を確認したりする管理は行われていない。

また、ノートに持ち出したのりもの券の冊数を記載して、残高を確認しているとのことであるが、記入漏れも目立ち、上記④及び⑤のセット券のように現物が帳簿残高より少ないという状況となっていた。事務所において乗り物券、セット券・フリーパス券の枚数確認表を作成しているものの、現物の実地棚卸及び帳簿残高との確認は行われていなかった。

確かに、あらかわ遊園ののりもの券を外部の金券ショップ等で換金することはできず、また、その他の方法で流通する可能性も低いと思われる。

しかしながら、のりもの券は、それを販売することによって現金収入を得る源であり、また、それが外部に流出した場合には、不当に遊園地内の乗り物を利用されることとなる。

現状の冊数単位での管理においてさえも、差異が生じている状況を早急に改善し、保管場所の確立、定期的な現物と帳簿との確認作業の実施、バラしたのりもの券に関する帳簿の作成及び現物との確認など、のりもの券に関する管理方法の改善を行う必要がある。

5. 入場券券売機内の現金管理について

遊園で手元現金の現物実査を行い、遊園において作成されている実査表と現物が一致していることを確認した。また、手元現金出納簿とも突合を行い、この現金出納簿は毎月末日にACC本部に送られているため、本部よりファックスにより各月の現金出納簿を入手し、平成21年3月31日まで、遡及して、残高の妥当性を検証したところ、問題はなかった。

また、郵券の実査を行い、現物と郵券等受払簿を照合し、郵券についても平成21年3月31日まで遡及して、郵券等受払簿の計算チェックを行い、残高の妥当性を確認したところ、郵券についても正しく計上されていた。

遊園の入口には入場券券売機が並び、その券売機3台の裏側が事務所内部で開くようになっており、事務所内から扉を開閉し、現金の出し入れや入場券の補給を行うことが出来るようになっている。

＝監査の結果及び意見＝

この3台の券売機の中に、釣銭の補充用としての予備の現金（千円札）が、各券売機内の空間に数万円程度むき出しのままに置かれていた。

券売機の扉には鍵があるものの、開園中は鍵が鍵穴に差し込まれたままとなっており、入場券や現金の補充の際の利便性のために施錠されていない。

担当者の説明によると、釣銭用の現金が無くなった場合等に速やかに補給しなければ来園者からの苦情の原因ともなり、直ぐに補給できるように、施錠したり釣銭用の予備の現金を金庫内に保管したりせず、券売機の中に予め入れておくこととしており、また、事務室には常に複数の従業員がいるので防犯上も問題がない、とのことであった。

しかしながら、来園者への対応やその他の何らかの事情により、事務室内に従業員がいなくなる可能性は否定できず、また仮に複数いたとしても差し込まれている鍵を使用することにより券売機内の現金及び釣銭用の予備の現金が盗

難に遭う可能性もあり、現金を管理する上で適切ではない。

確かに混雑時における対応などのために利便性を求め、現状の管理方法となっていることも理解できるが、券売機内の予備の釣銭も、ある程度の金額になり、管理することが必要であるとともに、鍵を差したままの状態にしておくことは、現金を管理する上において適切ではない。

券売機内の現金管理に対する意識を高め、券売機の釣銭用の現金を金庫内に保管し、また、券売機を施錠するとともに鍵も慎重に保管するなど、券売機内で保管している現金に関する管理体制を検討する必要がある。

6. 駐車場の売上金管理について

遊園の地下駐車場は区からACCが管理の許可を受けている施設であり、また、ACCはこの地下駐車場の管理を民間の会社に委託している。

この業務委託契約においては、駐車場の利用料金は全て、この管理会社の収入となり、年間の駐車場収入が2,450万円（年間の運営経費に見込まれる一定の利益を加えた額）を超えた場合には、その超過額の50%が分配金としてACCに支払われることとなっている。

その為、この管理会社が駐車場料金に関する入出金の全てを管理し、ACCとしては現金の管理には一切関与していない。

管理の状況としては、1週間に1回、この管理会社が駐車場の精算機から現金を回収し、一ヶ月に1回、集計した結果を「あらかわ遊園地下駐車場運営業務報告書」としてACCに報告している。

＝監査の結果及び意見＝

この報告書と精算機のレジペーパーを照合したところ平成21年6月において両者の数値が異なる日があった。内容について調査したところ、管理会社の担当者によるレジペーパーからの転記ミスであることが判明した。

現状の業務委託契約においては、駐車場料金はこの管理会社の収入となり、ACCが管理を行うこととはなっていない。しかしながら、ACCは区から地

下駐車場の管理許可を受け、その管理を民間会社に委託しており、管理の責任はACCにあることとなる。

また、2,450万円を超えた場合には、その超過額の50%がACCに分配されるという現在の契約を鑑みた場合、駐車場の料金に対して確認を行うことも必要と考えられる

運營業務報告書の全てを検算する必要はないが、その一部について、定期的に照合・確認することが必要である。

因みに最近の駐車場収入及びACCへの分配金の状況は以下のとおりである。

	<u>駐車場収入 (円)</u>	<u>分配金 (円)</u>
平成18年度	24,907,000	203,500
平成19年度	25,267,200	383,600
平成20年度	23,165,100	0

7. 指定管理者及び管理運営事業者の選定について

遊園の運営については、平成18年4月1日より指定管理者として区から指定を受けてACCが行っている。

同時にACCは、同日付で区から管理許可を受け、遊園の遊戯施設についての管理運営事業者として遊戯施設の運営を行っている。

管理運営事業者としての管理期間は、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの10年間と、長期間の契約となっている。このような長期の契約期間となっている主な理由は、委託事業が遊園地事業という特殊な事業であり、遊戯施設への投資を行った場合にその投資の効果が発生するには一定の期間を要するなど、短い期間の管理はなじまないため、とのことであった。

この管理運営事業者の選定は、企画提案書を提出するプロポーザル方式による公募方式によって、平成18年度分から実施され、区が提示した個別の審査項目について、公募参加団体（応募団体は4団体）より、具体的な考え方や方針を記載した書面の提出を受け、区において個々の審査事項ごとに審査し、そ

それぞれの配点に基づき採点し、合計点数をもとにして指定管理者及び管理運営事業者を選定した。

＝監査の結果及び意見＝

遊園の指定管理者及び管理運営事業者の選定にあたっては、指定管理事業と管理運営事業の2つの業務が遊園の運営において密接に関連し不可分であることから、両事業の提案内容を一緒に審査し、両業務を運営管理できる事業者を一つ選定することとした。

事業者の選定については、遊園の運営という事業の内容から、企画・提案能力に優れた事業者を選定するためにプロポーザル方式を採用し、学識経験者や弁護士など外部の人材を含む選定委員会を設置し、選定作業を行った。

選定委員会においては、企画・提案能力を重視する観点から「自主事業及びその他活性化のための提案」「応募者の実績・ノウハウ」など32項目を審査項目とし、企画提案書に基づき、書類審査及びヒアリング審査を行い、ACCを事業者として決定した。

一方、審査項目の中にある「大型遊具のリニューアル」は、その後の区の判断で区が直接行うこととしており、現段階では行われていない状況にある為、この項目が当時の審査項目として適当であったかとの疑問が生じる。

そもそもプロポーザル方式は、事業者の企画・提案能力を審査し、選定後、プロポーザルの内容をベースに区と協議し事業を実施していくものである。併せて、選定時には、提案事業の実現性、実効性を確保するため、提案項目の書類審査だけではなく、第二次審査のプレゼンテーション、中小企業診断士による財務状況診断等を行い、事業者の実力について様々な審査を行っており、また、選定評価結果を見ても、「大型遊具のリニューアル」の配点は全体の得点の中で5.4%であり、仮にこの項目の配点を除いても選定結果に変化はなかったと考えられる。

しかしながら、「大型遊具のリニューアル」という項目は、遊園の事業の内容及び遊園における大型遊具が設置から相当期間経過している現状等から考えると配点の多寡に関わらず重要な項目と考えられる。こうした重要な項目について、事業者を選定する際には事前に十分な検討を行う必要があったと考えられる。

今後は、遊園のみならず区が関与する様々な施設・業務等において事業者を募集・選定する際の項目については、対象となる施設・業務等の内容・特色を十分に検討した上で、企画・提案を受ける内容及び審査を行う項目をより実態に即し、かつ、事業者の決定に資する項目となるように留意する必要がある。

8. 指定管理者及び管理運営事業者の評価について

A C Cと区との指定管理に関する平成18年3月31日付「荒川遊園の管理に関する基本協定書」及び平成21年2月6日付「協定書の変更について」において次の通り規定されている。

第24条（業務報告書）

乙（A C C）は本業務に関し、当該月終了後10日以内に次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出し、甲（荒川区）の承認を得なければならない。ただし、点検等で異常のあった場合は、速やかに甲に報告しなければならない。なお、設備定期点検等の再委託業務については、翌々月の10日までとする。また、年間業務報告書は毎年度終了後、60日以内に提出しなければならない。

- （1）本施設管理業務の実施状況（点検、維持、清掃、植栽、その他維持管理業務）
- （2）本施設の利用状況（各施設毎の利用者人数等）
- （3）料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- （4）自主事業の実施状況に関する事項
- （5）その他甲が指示する事項

第25条（甲により業務実施状況の確認）

甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び本施設の管理状況の確認を行うものとする。

これは指定管理者であるA C Cに対して区が、その業務の状況を監督することを示しており、A C Cから上記に規定されている業務報告書が区に提出されているとともに、区も年に1度、「基本協定チェックシート」及び「施設等の利用及び事業の実施に関する業務の基準チェックシート」を用いた職員による実

績の審査、並びに専門家である中小企業診断士による外部審査を行い、改善点等がある場合については、口頭或いは書面によりACCに通知している。

また、区とACCとで月例連絡調整会議を行うとともに、区職員により随時に現地の調査を行い、更には、区民で構成されるボランティアの「あらかわ遊園見守り隊」から出される意見や要望に対して対応するなど、指定管理事業と管理運営事業に対して、随時、指導を行い、実績の評価に努めている。

＝監査の結果及び意見＝

現状において、施設の利用状況等、先述した基本協定書で定められている報告書が提出され、また、基本協定書の第26条第3項において、ACCが遊園の利用者に対してアンケートを実施し、セルフモニタリングを行うことが規定されているなど、区によるモニタリングが行われている。

このように、指定管理事業についてはチェックシートによる基本協定書への準拠性の確認や中小企業診断士による定期的なチェック及び「実績審査結果表」の作成など、一定の範囲において体系的に評価する仕組みとなっている。

しかしながら、ACCが指定管理者であると同時に管理運営事業者として、遊園の管理運営を行っている中で、指定管理事業だけではなく、管理運営事業に対する評価も行う必要があるが、現行においては、管理運営事業については会議における進捗状況等の確認や職員による現地調査、あらかわ遊園見守り隊からの意見や要望の確認・対応を随時行うといった内容の実績評価となっており、体系的な評価を継続的に実施する体制が整備されていない。

ACCが、指定管理者であると同時に、管理運営事業者として遊戯施設等の管理運営を行っているという特殊な管理形態を遊園では採用していることから、指定管理事業だけでなく、管理運営事業に対する評価も体系的に行うべきである。

また、企画提案による公募方式により事業者を選定した経緯を考えると、その選定時に作成・提出された企画提案の内容が、実際にどのように実施されているか等についても継続して評価し、必要に応じて指導していくことが必要である。指定管理事業も含めて、企画提案された内容を常にモニタリングしていくことは、遊園全体のサービス内容の充実を図る上でも有用であり、それは遊

園に限らず、指定管理者制度を導入している諸施設においてもこの視点を積極的に取り入れる必要がある。

特に、遊園は、遊園地事業という特殊性ゆえに、10年間という長期にわたって一体的な管理をACCに委ねているのであるから、チェック体制の整備を図り、さらに積極的な評価を行い、指導を行うべきである。

9. 指定管理事業費の中の自主事業費について

「荒川遊園指定管理者業務仕様書」には、指定管理者は、あらかじめ区と協議し必要な許可を得ることにより、条例及び規則で定める使用料以外の料金を徴収する事業（イベント、物販等）である「自主事業」を行うことができるとされており、ACCはこの自主事業により、平成20年度において177,045千円の収入と7,719千円の利益を計上している。

この「荒川遊園指定管理者業務仕様書」において、「5 自主事業に関する留意事項」として「自主事業に要する経費に荒川区が支払う管理経費をあててはならない。」と定められている。つまり、諸経費を「自主事業」に関する経費と「指定管理事業」に関する経費に明確に按分し、指定管理料を算定する基礎の数値とするとともに、日常における収支に関しても区分して処理することが求められている。

＝監査の結果及び意見＝

指定管理事業費として計上される施設維持管理費及び指定管理人件費について、自主事業費として計上すべき費用が含まれていないかを確認した。

例えば、警備会社の売上金回収業務の委託費、遊園地内の清掃業務の委託費、売店エレベーターの保守管理、入園乗物セット券の作成に係る印刷製本費等、様々な支出について、現状は全て指定管理事業に関する経費の内訳である施設維持管理費として計上されているが、自主事業である遊戯施設収入や売店収入など、自主事業に対応する部分も含まれていると考えられる。

また同様に遊園に勤務している職員（常勤 2 名、非常勤 8 名）の指定管理人件費についても、遊園に勤務する職員の業務の中には、指定管理事業に係るものと自主事業に係るもの両方の業務があるものと考えられる。

指定管理者としての施設管理事業と自主事業が一体となって遊園が運営されている事を考えると、両者にまたがる業務が発生し対価の支出が生ずるのは当然の結果ともいえる。

そこで平成 20 年度に発生した施設維持管理費（87,927 千円）及び指定管理人件費（34,705 千円）につき、自主事業費として負担させるべき経費についての検討を行った。

遊園地に係る施設維持管理費及び指定管理人件費の平成 20 年度の内訳は下記（資料 1）（資料 2）の通りである。

（資料 1）施設維持管理費の内訳

（単位：千円）

内容	金額	摘要
光熱水費	24,099	
委託費	46,181	
賃借料	5,360	
修繕費	5,154	
消耗品費	1,540	
印刷製本費	1,017	
通信運搬費	2,118	
手数料	2,316	
その他	139	
合計	87,927	

（資料 2）指定管理人件費の内訳

（単位：千円）

内容	金額	摘要
常勤	10,906	
非常勤	23,798	
計	34,705	

施設維持管理費及び指定管理人件費の内容を元帳及びヒアリングにより確認し、自主事業費に負担させるべき支出の有無及びその配分方法等を確認したが、指定管理と自主事業にまたがる部分が多い為、個別に支出内容を精査して負担額を決定し、いずれかに負担させる事は困難であった。

よって一定の仮定を基に自主事業費への按分計算を実施した。按分方法としては次の2つの方法で検討を行った。

① 遊園の現状の自主事業収入と指定管理事業収入の割合で按分する方法

(単位：千円)

	施設維持管理費	指定管理人件費	合計
金額(A)	87,927	34,705	122,633
収入割合(B)	(注1) 60%	(注1) 60%	—
*1 (A) × (B)	52,756	20,823	73,579

(注1) 自主事業収入と指定管理事業収入の按分計算

(単位：千円)

	自主事業収入計	指定管理事業収入計	合計
収入額	177,045	118,627	295,672
割合	60%	40%	100%

*1 指定管理事業に関する経費として処理されているもののうち、自主事業に関する経費として処理すべきと考える経費の額

② 指定管理事業、自主事業を一体と考え負担を簡便的に50%とする方法

(単位：千円)

	施設維持管理費	指定管理人件費	合計
金額(A)	87,927	34,705	122,633
按分割合(B)	50%	50%	—
*1 (A) × (B)	43,963	17,352	61,316

*1 指定管理事業に関する経費として処理されているもののうち、自主事業に関する経費として処理すべきと考える経費の額

あくまで上記①及び②は仮定に基づく概算の為、今回算定した各々の金額は参考であり、様々な検討の後に、より実態に即した割合を用いる必要がある。また、現状においても、光熱水費など一部の経費については、指定管理事業に関する経費と自主事業に関する経費に明確に区分・按分を行っている。

しかしながら、現状では、按分が行われていない経費が多く、ACCにおける様々な経費の中で遊園に関する事業に配賦しきれていない経費があることは想定されるものの、何らかの方法により按分計算を行い、指定管理事業費としてではなく、自主事業費にも按分計上することを検討すべき経費があったと考える。

指定管理事業費を参考として指定管理料が決められる事を考えると、より明確な経費の按分計算を行うことにより、区からの指定管理料の多寡について検討することが必要であると同時に、遊園における様々な事業の正確な収支状況を分析・把握するためにも、指定管理事業費と自主事業費を明確に区分・按分計上していく仕組みを整備する必要がある。

10. 大型遊具の保守・点検の状況について

現在、遊園には大型遊具として

区所有	観覧車
	豆汽車
	メリーゴーランド
	スカイサイクル
ACC所有	コーヒーカップ
	ファミリーコースター

が設置されており、多くの入園者に利用されている。

これらのうち、区所有の4遊具は平成3年3月に設置され、また、ACC所有のコーヒーカップは平成16年7月に、ファミリーコースターは平成17年3月にそれぞれ設置されている。

特に区所有の遊具に関しては、設置から18年が経過しており、その保守・点検・管理は、遊園における管理業務の中の最重要課題の一つであり、区及びACCもその認識を持ち、検討を進めながら管理業務を行っている。

この点に関して、「基本協定書」第24条1項において、施設管理業務の実施状況（点検、維持など）も記載した月次の業務報告書及び年間業務報告書をACCが区に提出することが規定されている。また、「荒川遊園指定管理者業務仕様書」の「第3 施設等の維持管理に関する業務の基準」に「指定管理者は、荒川遊園の施設等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、施設等の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を行うこと。」と規定されている。

先述したとおり、遊園において遊具の保守・点検業務は非常に重要な業務であり、今回の監査において、大型遊具の保守・点検等の業務の状況及びその報告体制の状況について確認を行った。

＝監査の結果及び意見＝

（1）再委託契約の内容変更について

ACCは、平成18年度に平成19年度以降の「遊戯施設管理運営業務」及び「入園管理業務」並びに「子供プール運営業務」等の業務について、プロポーザル（提案書）方式による業者選定を実施し、これらの業務を一括して委託する業者を決定した。また、この業者から、各業務について異なる業者への委託が行われていた。

ところで、区とACCとの指定管理業務の基本協定において、区の承諾を受けることによりACCからの業務の再委託は認められているものの、その委託業者から他の業者への再々委託は認められていないにも関わらず、実際には他の業者への再々委託が行われていた。

この問題を解消するために、平成20年度以降の契約において、従来の委託業者合計3社による共同事業体を結成し、ACCがその共同事業体と契約を締結することとした。

これは、

- ①ACCと従来の委託会社との間で締結されている当初の委託契約の期間が、平成19年度から5年間の契約であること
 - ②遊園の管理運営という特殊な業務に関する契約であり、再々委託を解消し、平成20年度の業務を円滑にスタートさせるためには、既存の事業者が業務を継続することが有用であること
- を主な理由として、既存の3社による共同企業体との契約に変更したとのことであった。

しかしながら、当初の業者選定が、「プロポーザル（提案書）方式」により行われた経緯を考えると、その選定業者を中心にした共同事業体とは言え、状況は大きく変化したことになる。

こうした状況の中、ACCとしては、再度の業者選定業務を行うまでの仮契約を共同事業体と締結し、プロポーザル方式による業者選定を、再度、正式に行った後に、数年間の委託契約を締結するなど、手続きにおいて、原則的な対応をすべきであったと考える。

（2）日次（始業時）点検（運行日誌）について

遊戯施設運転業務の受託業者により、日次（始業時）点検の実施及び運行日誌の作成が行われ、その運行日誌を参考として、最終的には、運行責任者の判断により日々の運転許可が出されている。

この運行日誌における始業時点検の「結果記載欄」は、各点検項目について「良＝良好、注＝注意、否＝要修理」の区分に基づき、該当箇所にチェックをしていく方法となっている。

実際に運行日誌を確認し、記載内容を見てみると「否＝要修理」にチェックがなされているにもかかわらず、特に修理が行われることなく、そのまま運行を開始しているものが、多数、見受けられた。

その理由を確認したところ、「否＝要修理」の内容が、塗料の剥がれなど軽微な場合には、運行管理者の資格を持つ運行責任者により、「運行に支障のない程度のもの」であると安全確認を行ったうえで、運行を開始したものである、との回答であった。

しかし、本来は、「否＝要修理」があれば、必要な修理を行った後に運行を開始するのが基本であることを考えると、「運行に支障がない」と判断した場合には、その理由を運行日誌に記載する等して、その判断の過程を明確にする必要があり、現状のように運行日誌に判断に関する記載を行う箇所がなく、運行に支障がないと判断した過程が明確な状況とはいえないことは問題である。

また、運行日誌を見る限りにおいて、始業時点検の各点検項目の判断について各点検担当者の主観が入りやすいために、同じ遊具に対する点検であっても、点検担当者が異なる日により、点検の結果が異なっているものが見受けられた。

現在、運行管理者の資格をもつものにより、安全確認を行ったうえで、運行に関する判断が行われているが、それとともに、運行日誌に、「否＝要修理」の点検項目があった場合に、その点検項目に対する判断の理由等をきちんと記載し、そのうえで、運行の開始を判断するという過程を書類上残すべきであると考える。更に、始業時点検の各項目についても、各点検担当者が、より客観的に判断できるように、点検項目の内容や「結果」の記載方法を検討し、改善していくべきであると考えている。

(3) 週間点検報告書について

A C C と共同事業体との業務委託契約書の仕様書において、遊戯施設の保守点検に関する業務として、「週間点検」を実施することとなっている。

A C C においては、従前より、この「週間点検」の結果が記載される週間点検表を入手しておらず、質問聴取をした時には、週間点検に関する報告書の存在の有無や正確な実施内容について把握をしていなかった。また、後日、委託業者より、週間点検表を入手しその内容を確認したところ、週間点検表に記載されている点検項目と仕様書に記載されている点検項目とが一致していなかった。

仕様書に定められている点検作業の実施の状況とその点検の結果を把握する為にも、A C C は、再委託した業者より、週間点検表を入手し、その実施内容を適切に確認するとともに、点検表の点検項目についても、より確実な点検を行う為、仕様書に記載されている点検項目と整合性を図るべきであり、改善を要すると考える。

(4) 月間点検に関する仕様書の記載について

共同事業体との業務委託契約書の「仕様書 III 遊戯施設運転等業務 7 遊戯施設の保守点検に関する業務 (1) ③」において、月間点検を実施することが定められているが、その月間点検を実施する回数については記載されていない。本来は毎月1回の年12回実施することとなると考えられるが、法定点検を実施する月もあり、法定点検の実施内容と月間点検の実施内容が重複するため、法定点検が実施される月には月間点検は実施されていない。

仕様書の記載内容が大まかなため、法定点検を実施した月にも月間点検を実施する必要があるかどうかの判断はできなかったが、委託業務が適切に履行されるためにも、仕様書の記載内容は重要であり、再度、仕様書の内容を検討し、各点検作業の実施回数や実施時期など、必要な内容を記載し、点検業務が適時に履行されるように改善すべきと考える。

(5) 法定点検実施報告書について

法定点検の結果を報告するための「定期検査報告書」について、ACC所有の大型遊具「ファミリーコースター」と「コーヒーカップ」については、区へ提出する必要があるため、ACCにおいて入手していたが、区所有のその他の大型遊具については、区に対して提出する必要があるため、正式な法定点検の報告書を手に入れておらず、口答での実施の報告のみ受けていた。

法定点検は「仕様書 III 遊戯施設運転等業務 7 遊戯施設の保守点検に関する業務 (1) ⑥」において、実施することが定められており、その履行確認のためにも、区所有大型遊具についても法定点検の報告書は入手すべきと考える。

(6) 年間実施計画書作成の必要性について

保守点検等の実施予定日等を記載した「年間の実施計画書」が作成されていないため、ACCにおいて、実施時期の把握が正確になされておらず、点検等が契約通りに実施されているかどうかといった、作業の履行確認が的確になされていない状況にあった。

今後は、年度当初に、保守点検に関する「年間の実施計画表」を策定し、これに基づき、点検業務が適時適切に行われているか、その履行状況を確認すべきであるとする。

1 1. 大型遊具のリニューアル計画について

遊園の園内に設置されている観覧車等の6台の大型遊具は、遊園の集客において多大な役割を担っており、その大型遊具からの収入が計上されているACCの遊戯施設収入は、ACCにおける遊園の自主事業収入の8割以上を占めている。

(単位：円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
遊戯施設収入	167,485,010	155,073,530	146,333,190
自主事業収入合計	199,955,665	187,747,848	177,045,107
割合	83.8%	82.6%	82.7%

また、大型遊具の利用者の各年度における利用状況は次の通りとなっており、多くの入園者が利用していることが判る。

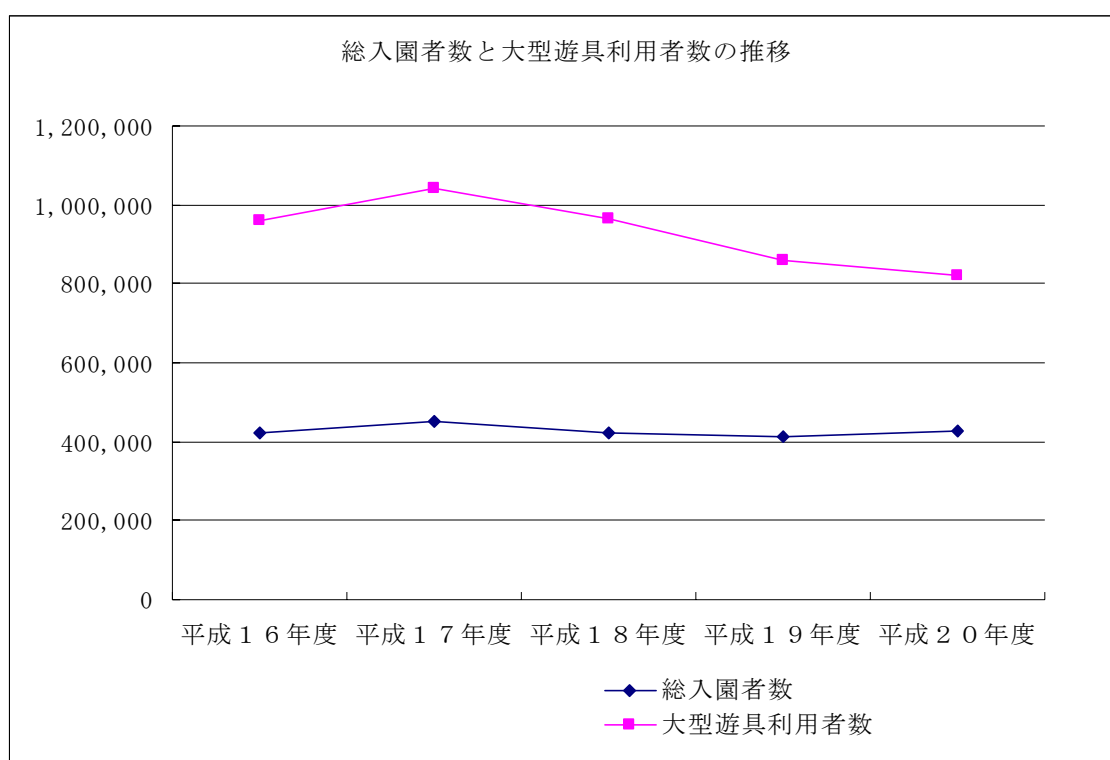
(単位：人)

	観覧車			メリーゴーランド			スカイサイクル			合計
	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	
平成15年度	105,191	110,688	215,879	63,270	103,155	166,425	54,428	102,131	156,559	
平成16年度	109,302	109,291	218,593	67,902	105,130	173,032	53,285	102,831	156,116	
平成17年度	100,485	104,472	204,957	67,714	102,538	170,252	51,786	95,142	146,928	
平成18年度	96,643	99,336	195,979	62,289	93,228	155,517	49,358	89,094	138,452	
平成19年度	89,814	90,021	179,835	61,266	95,854	157,120	40,070	71,489	111,559	
平成20年度	88,027	88,039	176,066	58,927	90,151	149,078	42,696	76,402	119,098	
	ファミリーコースター			コーヒーカップ			豆汽車			合計
	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	
平成15年度	26,234	79,462	105,696	37,758	101,607	139,365	94,102	108,011	202,113	986,037
平成16年度	29,539	77,321	106,860	32,518	77,986	110,504	92,782	101,915	194,697	959,802
平成17年度	83,963	136,769	220,732	34,679	79,044	113,723	91,121	96,232	187,353	1,043,945
平成18年度	72,148	113,008	185,156	34,065	73,027	107,092	88,255	94,412	182,667	964,863
平成19年度	57,175	87,063	144,238	29,957	64,139	94,096	84,566	89,890	174,456	861,304
平成20年度	59,909	96,517	156,426	27,563	60,606	88,169	64,357	66,422	130,779	819,616

入園者数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総入園者数	422,566	449,965	421,253	412,814	427,186

ところで、上記の遊園への入園者数と大型遊具の利用者数との関係をグラフで見ると、次のようになる。



遊園の利用者の多くが大型遊具を利用しているものの、平成20年度においては、遊園への総入園者数は微増しているのに対して、大型遊具の利用者は平成19年度においては10万3千人（10.7%）、平成20年度においては4万1千人（4.8%）、それぞれ対前年比で減少している。

遊園への総入園者数の推移に反して、大型遊具の利用者が減少している原因は複数あるものと思われるが、その原因の一つが、「大型遊具の老朽化」にあると考えられる。

＝監査の結果及び意見＝

大型遊具のリニューアルについては、平成18年度から順次、実施する予定であったが、大型遊具を含め園内各施設の老朽化やバリアフリー化への対応など、遊園全体の大規模改修を視野に入れて検討することが必要であり、区が直接実施すべきとの判断から、現在までリニューアル工事は行われていない。

現状の遊園における大型遊具の現状は下記の通りとなっており、区所有の大型遊具4台は設置から18年以上が経過している。

所有者	遊具名	設置年月日	取得価額（円）
荒川区	観覧車	平成3年3月31日	118,422,806
	豆汽車	平成3年3月31日	60,867,190
	メリーゴーランド	平成3年3月31日	39,101,515
	スカイサイクル	平成3年3月31日	38,436,603
ACC	コーヒーカップ	平成16年7月31日	23,100,000
	ファミリーコースター	平成17年3月12日	48,825,000

また、ACCが平成20年11月に実施した「お客様アンケート」のQ8「ご利用いただきました施設、遊び場で、安全面で不安に感じた所はありましたか。」との問いに対して、83%（453件）が「無い」と回答しているが、8%（39件）は「ある」と回答している。

この「ある」と回答した利用者のうち、28件が「のりもの広場」に安全面の不安を感じており、その内訳は

スカイサイクル	9件	観覧車	8件	ファミリーコースター	7件
メリーゴーランド	4件	コーヒーカップ	3件	豆汽車	2件
小型のりもの	1件	無回答	4件		

となっている。

区とACCは、平成21年度において、全ての大型遊具6台について、専門の3業者による総合安全点検を実施し、老朽化に伴う抜本的な修理・部品交換の必要性、更には今後の運転可能期間の診断等を受けた。

その結果

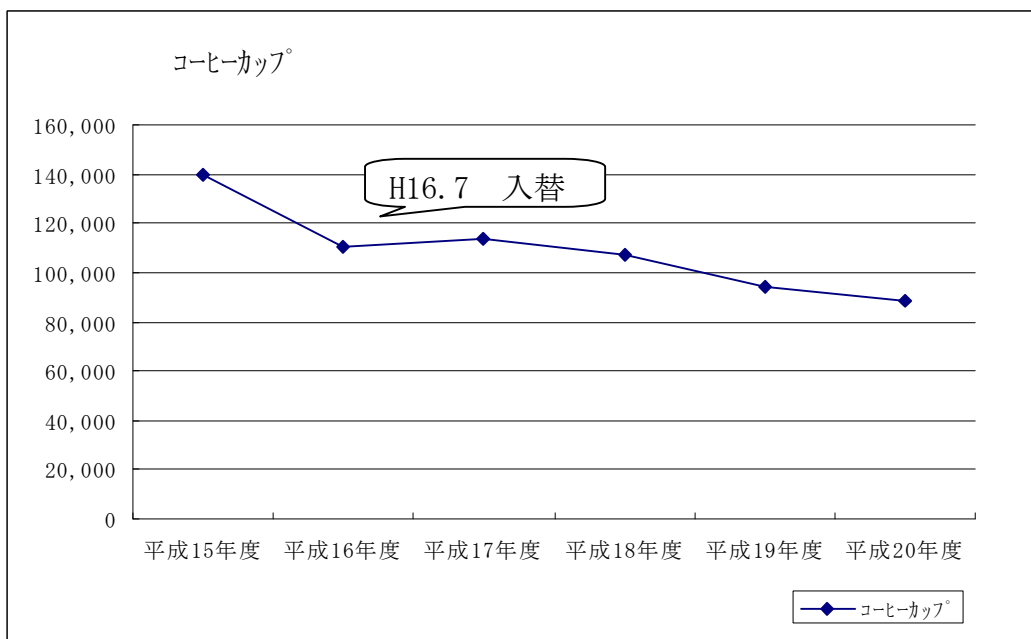
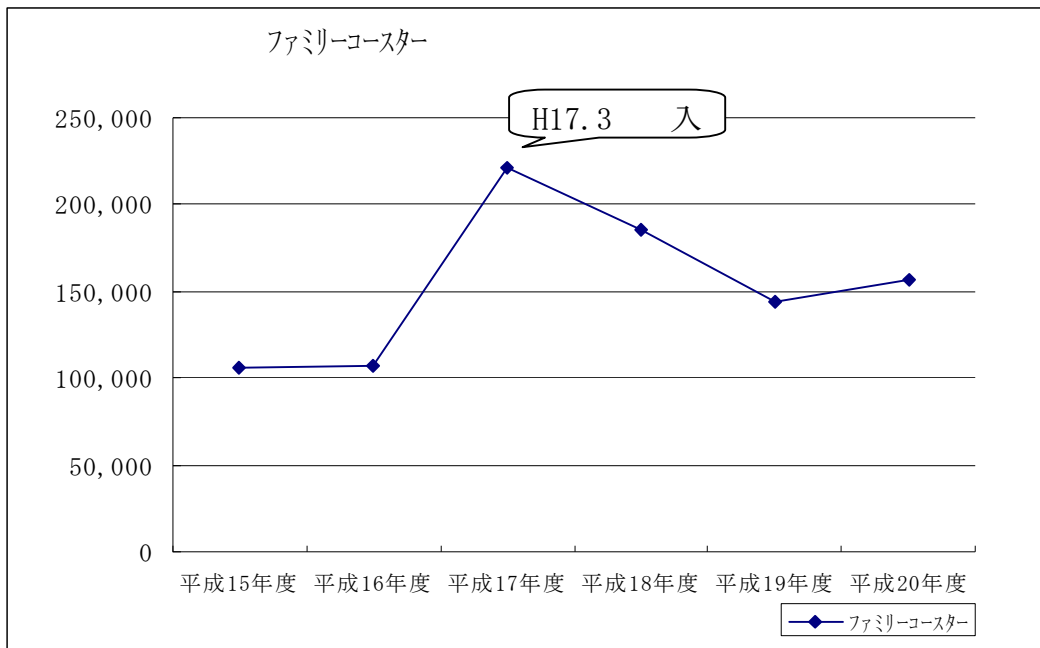
- ① 全ての大型遊具において、部品の磨耗や構造部分の劣化は見られたものの、運行上の支障となるような重大な問題は無かった。
- ② 各遊具とも、部品の交換や定期的な点検・メンテナンスを行うことにより、今後、概ね10年程度の運行が可能と思われる。

との報告を受け、平成21年度中に部品の交換や構造部分の修理等、必要な維持補修工事を行った。

また、観覧車については、当面は安全維持の為に必要なメンテナンス作業を行っていくが、他の遊具に比べ、中長期にわたり維持補修に多額の費用が見込まれることや一部部材の現行基準への適合の問題などを検討する必要がある為、建て替えを行うか、大規模な修繕を行うか、更なる検討を進める必要があり、各々に要する費用や施工方法など、検討を行っているとの事である。

このように区とACCは安全に運行するための点検及びメンテナンス作業を行っているが、数年後を見据えての中長期間においては、全ての遊具において入れ替えや建て替えなどについて検討していくことも必要である。

参考として、ACCが平成16年7月にコーヒーカップの、また、平成17年3月にファミリーコースターの入替を行ったが、その入れ替えの前後における遊具の利用者数の状況を示すと次のようになる。



このように、ファミリーコースターを入れ替えた平成17年度においては、入園者及びファミリーコースターの利用者が大きく増えており、また、その後、利用者は平成18年度・平成19年度において減少してはいるものの、入れ替えを行う前の1.5倍以上の利用者を得ている。

これに対して、コーヒーカップの入れ替えを行った平成16年度から平成17年度にかけて、若干、コーヒーカップの利用者は増加しているものの、その後の利用者は毎年、減少している。

このように、大型遊具を入れ替えることが、必ずしも、その遊具の利用者の増加につながるとは限らない。また、遊園は営利を目的とはしていない区立の施設であり、利用者の増加のみを目指し判断することも出来ない。

今後、区において大型遊具の入れ替え等を含めた中長期的な計画を検討していく際には、安心して遊べる安全な遊園地である事を第一に、利用者へのアンケートの実施や他の遊園地施設における種々の遊具に関する動向の調査等、様々な分析を行う事により、利用者にとって魅力のある施設となるように検討していく事が必要である。

12. 売店について

遊園には「キャンディハウス」と「ちびっこ広場売店」の2箇所に売店がある。

この売店の運営は、外部委員も含めた選定委員会において選定された業者に委託され、平成20年度からの5年間、2箇所の売店とも同一の業者に委託されることとなっている。

ACCはこの委託業者から売店の売上高に対応する販売手数料を受け取ることとなっており、その率は契約により、初年度13.5%でスタートし、その後の両者の協議により16.5%まで引き上げる事となっている。現状では、初年度の販売手数料の見直しに関する協議が行われたものの、売店の販売が低迷している事もあり、協議の結果、13.5%に据え置かれることとなった。

＝監査の結果及び意見＝

そもそも販売手数料の決定については、過去に2箇所の売店を別々の業者に委託していた際に、2社の販売手数料が13.5%と16.5%であったこと

を参考に取り決められたものである。販売手数料の下限(13.5%)及び上限(16.5%)が現状に即しているかどうか等、その妥当性について、今一度、検討することも必要であると考えられる。

また、下記の過去3年間の販売手数料の推移からも明らかな通り、売店に関する販売手数料は年々減少している。

売店の販売手数料の推移

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
販売手数料	11,152	10,801	8,126

更に、ACCが指定管理者として、毎年、実施している遊園の利用者へのアンケートにおいても、売店における対応や販売内容等に対する意見も多くなっている。

平成20年度の売店からの販売手数料8,126千円をもとに13.5%の率で計算すると、平成20年度の売店の売上高は60,192千円程度と思われる。この販売額を平成20年度の総入園者数427,186人をもとに計算すると、入園者一人当たりの売店における購入額は141円程度となる。

園内には自動販売機も設置されているため、飲料などは自動販売機で購入されているとも思われる。また、遠足などの幼稚園・学校の行事による来園者も多く、こうした来園者は売店を利用しないと考えられる。しかしながら、そのような状況を加味しても、入園者一人当たりの購入額は検討の余地があると言わざるを得ない。

売店における品揃えの検討や販売方法・販売場所の検討など、入園者が減少している現状において、入園者へのサービスの一環としても売店におけるサービスの向上を図り、収入の拡大を目指す必要がある。

1 3. 遊園の維持費について

遊園を維持・管理していくためには様々なコストが発生している。今回の監査において、区及びACCにおける遊園に関するコストの全体像の試算を行った。

区のコストとしては、指定管理料・修繕費など、現状の区の決算において計上されている支出とともに、施設や遊具の減価償却費など、区の決算において計上されていないコストもある。

また、ACCにおけるコストとしては、決算において遊園の事業に関するコストとして計上されている経費の他に、ACCの事業全体に関する管理諸経費として計上されているコストの中で遊園に関するコストを試算することにより、ACCにおける遊園に関するコストの概算を計算した。

区におけるコストとACCにおけるコストを合わせることにより、平成20年度における荒川遊園全体のコストの計算を行った。

＝監査の結果及び意見＝

1) 減価償却費の計算

平成20年度末において区が所有する遊園の主な資産について、減価償却費の計算を行うと下記の通りとなる。

区分	名称	取得年月	取得価額	耐用年数	未償却残額割合	償却率	平成20年度期首簿価	減価償却費
建物	管理事務所	平成3年3月	61,450,000	50	0.457	0.045	28,082,650	1,263,719
〃	子供プール管理棟	昭和63年4月	160,873,000	47	0.375	0.048	60,327,375	2,895,714
〃	釣堀管理舎	平成3年3月	12,600,000	30	0.271	0.074	3,414,600	252,680
〃	詰所・倉庫	〃	34,345,600	30	0.271	0.074	9,307,658	688,767
〃	キャンディハウス	〃	105,008,500	39	0.367	0.057	38,538,120	2,196,673
〃	ふれあいハウス	〃	94,377,900	50	0.457	0.045	43,130,700	1,940,882
〃	飼育室兼作業室	〃	2,409,800	30	0.271	0.074	653,056	48,326
〃	ふれあい舎	〃	23,078,900	30	0.271	0.074	6,254,382	462,824
〃	牛・ポニー舎	〃	21,785,700	30	0.271	0.074	5,903,925	436,890

〃	ちびっこ売店	〃	34,214,800	39	0.367	0.057	12,556,832	715,739
〃	ちびっこ広場便所	〃	14,073,500	41	0.385	0.055	5,418,298	298,006
〃	のりもの広場便所	〃	15,475,100	41	0.385	0.055	5,957,914	327,685
工作物	観覧車	〃	118,422,806	9	0.100	0.200	11,842,281	2,368,456
〃	豆汽車	〃	60,867,190	9	0.100	0.200	6,086,719	1,217,344
〃	メリーゴーランド	〃	39,101,515	9	0.100	0.200	3,910,152	782,030
〃	スカイサイクル	〃	38,436,603	9	0.100	0.200	3,843,660	768,732
〃	バッテリーカー	〃	3,581,123	3	0.100	0.200	358,112	71,622
〃	照明施設、ベンチ、柵、 休憩施設、給排水施設、 縁石、池、橋、掲示板 等	〃	1,282,041,355	15	0.100	0.200	128,204,136	25,640,827
立木	A地区分(概算)	〃	16,883,350	20		0.050	3,967,587	759,750
減価償却費合計							43,136,668	円

- * 1 減価償却費の計算は法人税法上の法定償却方法（平成10年3月31日以前に取得された建物等のため定率法）で行っている。また、立木については定額法で計算している。
- * 2 平成3年に取得した資産のうち耐用年数が3・9・15年の資産は、既に耐用年数を経過しているが、コストの概要を把握する為に、平成20年度の期首帳簿価額を取得価額の10%とし、それを5年間で償却する方法で減価償却費を計算している。

2) 区における遊園に関するコストの試算

上記1の減価償却費も含め、平成20年度における区のコストを算定すると次の通りとなる。

科目	金額(円)	摘要
指定管理料	79,330,000	(注1)
人件費補助金	12,245,464	(注1)
修繕工事	21,625,821	(注2)
減価償却費(平成20年度修繕分)	9,877,328	(注3)
人件費	2,675,000	(注4)
減価償却費	43,136,668	(注5)
計	168,890,281	

(注1) 区からACCに支出された金額

(注2) 区の決算において計上された遊園に関する修繕工事のうち、修繕費として平成20年度で計上すべき金額

(注3) 平成20年度における修繕工事のうち、減価償却を行った金額
簡易的な計算の為、過年度の修繕に関しては減価償却費の計算を行っていない
(単位：円)

名称	取得価額	耐用年数	償却率	減価償却費
防犯カメラ設置等工事	12,547,500	6	0.417	5,232,307
トイレ設計・改修工事	27,814,500	15	0.167	4,645,021
				9,877,328

(注4) 区が作成している事業分析シートに基づき、遊園に関する業務を行っている区の職員の人件費を試算した金額

(注5) 上記1で試算した金額

3) ACCにおける管理諸経費の配分計算

平成20年度のACCの決算資料の確認及びヒアリングにより、ACCの決算において、遊園の事業に伴う経費として計上されている支出の他に、ACC全体の管理経費として計上されている管理諸経費「公社運営事業」のうち、遊園の業務に関わる費用として配分すべき金額の試算を行った。

(資料1) 間接費配分額の算出資料

(単位：千円)

	発生金額	遊園事業への配分額	摘要
コミュニティ情報提供事業費(委託費)	20,992	349	(注1)
管理費			
人件費	58,980	12,312	(注2)(資料2)
光熱水費	527	110	(注3)
通信運搬費	586	122	(注3)
委託費	825	172	(注3)
賃借料	3,145	656	(注3)
間接費配分額計		13,723	

- (注1) 毎月発行している「ほっとたうん」の校正等に係る経費のうち遊園の宣伝部分を負担額とした。概ねの紙面割合「6面のうち1面部分の10%」で計算(20,992千円×1/6×10%=349千円)
- (注2) 「公益認定移行に関する人件費按分」の資料を参考にし、ACC職員の全体作業のうち遊園に係る作業の割合を各人検討して下記(資料2)の通り算出した。
- (注3) 光熱水費はACC事務所の光熱水費、通信運搬費は事務所の電話代、委託費は職員の健康診断等の委託費、賃借料は町屋文化センターの賃借料であり、当該管理費を(資料2)の人件費按分計算資料の負担割合35%(注4)で按分した。
- (注4) 負担額合計12,312千円÷人件費合計34,646千円=35%・・・(資料2)参照

(資料2) 人件費按分計算資料

(単位：千円)

	給与(注1)	福利厚生費	合計	負担割合	負担額
給与手当	24,193	3,105	27,298	(注2)	9,672
報酬	6,533	814	7,348	(注2)	2,639
合計	30,727	3,919	34,646		12,312

(注1) 通勤手当含む。

(注2) 各職員の業務のうち遊園地に係る作業割合を負担割合とした。負担割合は10%~100%である。

4) ACCにおける遊園に関するコストの試算

上記3の管理諸経費の配分計算及びACCの決算における数値をもとに、遊園に関するACC全体のコストを試算すると次の通りとなる。なお、区と合わせて遊園全体のコストを試算することを目的としているため、ACCから遊園に支出される費用については、コスト計算から控除するものとする。

科目	金額(円)	摘要
自主事業経費	169,325,662	(注1)
指定管理事業経費	122,633,294	(注1)
指定管理料収入	-79,330,000	(注2)
人件費補助金	-12,245,464	(注2)
売店賃借料	-1,560,904	(注3)
自販機光熱水料費	-951,870	(注3)

釣り堀賃借料	-3,600,000	(注3)
遊戯施設賃借料	-14,233,035	(注3)
減価償却費	11,676,399	(注4)
管理経費配賦分	13,723,000	(注5)
計	205,437,082	

(注1) ACCの決算において遊園の事業として計上された金額

(注2) 区において支出に計上されており、この指定管理料収入及び人件費補助金に相当する支出が、指定管理事業経費及び上記3)で試算し按分した人件費に含まれているため控除する。

(注3) ACCから区への支出でありACCの事業経費に含まれており、区と合わせて検討するために控除する。

(注4) ACCの決算資料から算定した金額

(注5) 上記3)で試算した金額

5) 区とACCを合わせた場合の遊園に関するコスト計算及び考察

上記「2) 区における遊園に関するコストの試算」及び「4) ACCにおける遊園に関するコストの試算」で算定したコストを合算すると遊園に関する全体のコストは

(単位：円)

区経費	168,890,281
ACC経費	205,437,082
計	374,327,363

となる。

また、実質的な負担額を算定する為には、遊園事業全体において計上されている収入を控除することとなるが、その収入は

(単位：円)

自主事業収入	
遊戯施設	146,333,190
釣り堀	11,283,460
売店	9,827,486
利用促進	4,026,350
自販機	5,566,181
その他	8,440
雑収入	4,125,545
入園料収入	39,297,140
計	220,467,792

となる。

「区とACCのコストの合計」から「遊園が計上している収入」を控除した、平成20年度における遊園に関する実質的な収支は

(単位：円)

収入合計	220,467,792
コスト合計	374,327,363
差引	-153,859,571

となり、平成20年度においては、年間で153百万円のマイナスであったこととなる。

平成21年3月31日における荒川区の人口が185,112人であり、この人口をもとに上記のマイナス金額を割ると、荒川区民一人当たりの遊園に関する負担額は

@831円/人

と算定される。

次に入園者一人当たりについて検討をすると平成20年度における入園者は

(単位：人)

総入園者数	427,186
有料入園者数	200,635
無料入園者数	226,551

となっており、この入園者数をもとに、遊園における総収入金額220,467千円を割ると、総入園者並びに有料入園者の一人当たり収入は

(単位：円)

総入園者	516
有料入園者	1,099

となる。

ここにおいて、区とACCにおける「遊園に関するコスト」の合算額をもとに入園者一人当たりのコストを試算してみると

区及びACCにおけるコスト合算額 374,327,363 円

入園者一人当たりコスト

(単位：円)

総入園者	876
有料入園者	1,866

となり、先述した入園者一人当たりの収入と比較すると、遊園の収支を均衡させるためには、入園者一人当たり@360円～@767円の収入の増加を図ることが必要となる。

「I. あらかわ遊園の概要」において入園者や各施設の利用者の年度別の推移及び入園者数の多い時期などの分析を行った。その中で「のりもの広場の利用者が減少していること」「入園者の40.9%が春休みからゴールデンウィークの時期に集中し、夏休みや冬休みにおける入園者が少ないこと」などを述べた。

また、「Ⅱ. 個別の事項」「12 売店について」において売店の売上の低迷について述べた。

遊園は「荒川区立」の施設であり、その運営には「収支」以外の様々な目的があり、収支の改善を優先することが本来の目的ではない。

しかし、各施設の利用者を如何に増加させるか、入園者の少ない時期・天候等に対してどのように入園者を増加させるか、そして売店などの利用者をどのように増加させるか、といった、現状の問題点に対応する為の様々な検討を行うことにより、「入園者の増加による収入の増加」とともに「入園者一人当たりの売上高の増加」を図る為の方策を、今一度検討していく事が必要であることは事実である。

今後、大型遊具等への大規模な修繕や遊具の入替など、多額な支出の発生も見込まれる中において、様々な数値を用いた分析を行っていくことも有用であると考え、試算を行った。